

第二章

職業教育振興論と職業高等学校

第1節 総合制高等学校問題と職業高等学校

戦後教育制度改革は、上原専縁氏の表現によれば、「戦前におけるわが国の教育一般を改革しようとするものであつたけれども、職業教育の改革を特に志向するものではなかつた。」¹⁾ と捉えられるものであつた。この指摘を高等学校制度に適用するならば、戦後教育制度改革は高等学校の「教育の機会均等」の保障を、各高等学校間の制度及び教科課程の整合性を追求するあまり、職業高等学校の存在根拠を十分検討しなかつたと指摘できよう。かかる戦後教育制度改革の内実に対し、少数ではあつたが、しかし当時の教育シャーナリズムにおいて、幾つかの疑問が表明された。例えば、昭和23年に淡路円治郎氏は新学制の実施が高等学校教育のアカデミズム化を惹起していると批判し、「この学問偏重の傾向は断然修正せねばならない。我々はこの際職業高等学校の計画的設置を要望してやまぬものである。」²⁾ と提言する。又宮原誠一氏は丸山真男氏との紙上座談会において、「国民生活の再建についての最大の眼目はなんといつても生産の再建だろうと思います。産業の自立的な再建ができなければ、我々の民族は独立できないのだから、だいたい教育の民主化もなにもあつたものではありません。そこで敗戦国である我々の国の教育の再建の基本方向というものは、どうしても生産の再建と教育の再建とを直結するというところに

もとめなければならないと考えます。」³⁾ 従つて、「大胆にすべての教育は職業を目的とする教育と考えたいのです。人間教育すなわち職業教育です。」⁴⁾ と提言する。つまり、新学制下の高等学校制度は、淡路氏にあっては「職業教育の不振」と言う認識から、又宮原氏にあっては「職業教育の振興」に対する国家乃至国民的要請から、いずれも疑問が表明された。

職業教育の視座からの高等学校制度の再検討は、その後高等学校制度実施後間もない昭和24年に、早くも公権力主体自身によつて行われることになる。即ち、昭和24年6月11日の教育刷新審議会（以下、教刷審と言う）の第30回建議、「職業教育振興方策について」が、それである。かかる事態は、新学制下の高等学校制度が実態的には未だ国民的合意を得ない段階において、早くも政策レベルにおいて一つの転機を迎えたことを示すものである。本章ではかかる認識の下に、教刷審第30回建議の「職業教育振興方策」の論理とは何であり、又その論理は新学制下の高等学校制度の原型に如何なる問題を提起したかを究明することにある。新刷審第30回建議はこのように戦後教育制度改革過程においてきわめて重要な問題を提起したにもかかわらず、しかし先行研究は未だこの問題を十分明らかにしているとは言えない。⁵⁾ 本節ではかかる先行研究批判に立って、上記の疑問を解明するために、まず最初に新学制下

の総合制高等学校制度の実施過程を明らかにしておきたい。と言うのは教刷審第30回建議の高等学校制度批判は、次節で考察する通り、総合制高校の実施に最も典型的に現われているからである。

ところで、文部省は、高等学校制度の発足1年余前の昭和22年2月17日の「新学校制度実施準備に関する件」(発学第63号)において、総合制高校の実施を次のように構想している。⁶⁾

「生徒それぞれの個性に従って個人として又社会人として必要な修業と職業とを系統的に修得できるようにするために、高等学校には多岐の課程を置くことになる。課程としては、一般的なもの並びに農業・工業・商業及びその他の職業に関するものとなる、大都市においては極めて専門化した高等学校もあり得るが、その他の地方では更に進学する者のため、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置するいわゆる総合的なものを置くこともある。」

つまり、「学校教育法」公布直前における文部省の構想では、総合制高校とは生徒の進路との結合による「多課程」設置の高等学校であった。それは「多課程」設置の故に「総合的なもの」であった。その課程の編成は、第一部第二章第3節で言及した昭和22年の第一次教科課程から明らかに、これ等課程(学科)間の教科課程は分離独立し、しかもその共通性は強く意識されることはなかった。かかる総合制高校概念は、その後昭和22年12月27日の通牒(発学第543号)によって、各都道府県知事に配布された「新制高等学校の手引」においても踏襲されている。⁷⁾

「大都市には相当多数の新制高等学校が割

合に近い距離を置いて設置されることになるから、それらの学校には普通科、工業に関する学科、商業に関する学科の学科を別々に置くこともよいであろう。また場合によっては、いろいろな学科を置く総合的な学校とともによいと思う。とにかく大都市では置かれる学科が各学校ごとに異なったものであっても、入学を希望する者は広く学校即ち学科を選択することができるから差し支えないものである。

しかし設置される学校数の割合に少ない地方では、大都市の場合とは趣がだいぶ変ってくる。新制高等学校進学希望者の希望学科は各人それぞれ異なるが、学校の数が少ないので、そこでその少ない学校で進学者のいろいろな希望を満たしてやるために、置くべき学科もいろいろな種類のものが必要になり、いわゆる総合的な学校となることが望ましい。……(中略)…しかしながら、国及び各地方の経済状態からみて早急に総合的な学校を作るということは、設備の点からいっても教員組織の上からいっても、なかなか困難なことであって、これを実現するには相当長い期間を要するものと思われるが、将来はこの線に沿うよう努力せられたい。」

ただ、この「手引」において文部省は、かかる総合制高校を原則的に是認しながらも、しかし、「国及び地方の経済状態」とのかかわりで、それを早急に実現することの難しさを指摘していたことに留意しておかなければならぬ。と言うのは、このことがその後の教刷審及び文部省による総合制高校反対の重要な根拠となつたからである。

とまれ、学校制度内教育の機会均等の保障をめざす、多課程(学科)学校としての総合

制高校構想は、昭和23年1月27日の「高等学校設置基準」（文部省令第1号）において、その具体的規定をみるのである。しかしこの基準にあっては、総合制高校の基準が規定されたのではなく、それを構成する各「学科」の基準が規定されたに過ぎなかった。ただ、かかる「学科」の独自性を前提とする総合制高校において、「教育上必要あるときは、同じ学年の学科を異にする生徒、又は学年の異なる生徒を合わせて、授業を行うことができる。」（第8条）⁸⁾ことになっていた点に留意する必要があろう。と云うのは、各学科の教科課程の内容の共通性が増せば増す程、かかる総合制高校は、その教科課程の側面から変質する可能性を含んでいるからである。しかし、この時点において、文部省が教科課程編成の側面から総合制高校問題に積極的に取り組んだ形跡はない。このことは高等学校制度実施直前の昭和23年3月27日の「新制高等学校の実施について」（発学第117号）においても、総合制高校の実施は、以下のように総論的に扱かわれているに過ぎないことからも明らかである。⁹⁾

「新制高等学校の中の何割を総合制にするかは、全国的に定められることではなく、地方においてその地域の青年の要求を広く満たすよう、個々の場合について決定すべきである。総合新制高等学校の設置は長期にわたる計画を立ててその実現を図るべきであるが、工夫次第で新年からその実現の可能な地方では、直ちにその計画の実施にとりかかることが必要である。」

ところで、「新制高等学校が普通教育を主とすると専門教育を主とするとを問わず、教育の主目標を同一にするからには、教科課程

も同一の基礎に立ち、同一の規定によるべきである。」¹⁰⁾との趣旨の下に改正された第二次教科課程は、総合制高校の内実を変質させたであろうか。すでに第一部第二章で明らかにしてきた通り、第二次教科課程改正は課程制、単位制、選択教科制、共通必修教科制等の導入によって、総合制高校の内実に重要なインパクトを与えるものであった。文部省はかかる教科課程の改正と総合制高校との関連を、昭和24年の「新制高等学校教科課程の解説」（以下、「解説」と云う。）で、以下のように解説している。

まず最初に総合制高校設置の必要性を、「新制高等学校の目的はできるだけ多くの人々に教育を施すことにあるのだから、これからは青年が新制高等学校に次々と多数入学してくることが期待されるので、教科課程があらゆる方面の人々の要求に基くことが大いに必要なのである。」¹¹⁾とする。従って、総合制高校は次のような場合に設置されるべきことを提案するのである。

「各地域社会はその地域社会全体として、普通教育およびその地域社会の相当数の者が希望する農業なり商業なり工業なりあるいは水産なりに関する新制高等学校教育を施すようにしなければならない。したがって、一校しか新制高校のない地域社会では、その学校は総合高等学校になるのが当然であり、二校以上ある地域社会では総合高等学校にするもよく、各校が別々に普通教育または職業教育を主とする学校になって、全体として総合的な教育が施せるようにしてもよいわけである。」

この「解説」における総合制高校概念は、「あらゆる方面の人々の要求」を充すために、あるいは「全体として総合的な教育」を行

なうために、「普通高等学校に実業の教科（職業課程、引用者注）をおくこと」であり¹³⁾、職業高等学校に「普通課程を追加すること」¹⁴⁾であった。つまり、「解説」での「総合高等学校」は、より正確に表現すれば、多学科設置学校から多課程設置学校への転換であった。しかし、この転換はこれまで文部省が構想してきた総合制高校の変質を意味するものではない。たしかに「解説」の「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒であると云える。」¹⁵⁾とか、普通課程と職業課程の共通必修単位の設定は、「実業教育を強めこそすれ決して弱体化するものではない。」¹⁶⁾の説明は、一見、その変質であるかのように見えるが、しかし、「解説」はかく解することを「重大な誤解である。」¹⁷⁾と戒めているからである。

ところで、文部省によって以上のように構想され、且つ解説された総合制高校は、どのように実施されたであろうか。その実施過程は占領軍の圧力とのかかわりで、きわめて微妙な問題をはらんでいた。その間の事情を、当時この問題にタッチした文部省調査課長は、昭和24年5月20日の教刷審第16特別委員会第5回委員会において、次のように証言している。」¹⁸⁾

「高等学校の設置の準備委員会でありますね。その時分の問題なのであります、まあ、当時省内の関係者とそれから都下或いは東京に近い地域の中学校、高等女学校、実業学校の代表の方が集まられた会合で、この学校という問題については一応論議されたことがございまして…（中略）…、それは高等学校の大きな枠を考えることだと思いましたから、別にはつきりした決議ではなくて、その後新

制高等学校というものが大体できるときに、その時の考え方というものが事務当局を通して現れて来たという程度のものであります。これは個人的なあれでそういうふうなことも取上げられたことがあるのですが、どうもその時は余り委員の方々には深くそういう問題を検討するような気持が持たれないでしまった。ですから結局現れたところを今申上げたよう、各府県、その元の旧制中学校をそのまま新制高等学校に、高等学校、中学校、高等女学校は普通課程の学校、それから今までの農業学校は農業高等学校、工業学校は工業高等学校に作ってしまったという形になつております。」

即ち、高等学校の設置準備段階では、特に総合制高等学校問題が高等学校関係者及び文部省担当官によって、積極的に取り組まれたわけではないと言うのである。その結果、行論において明らかにする通り、高等学校制度の実施に伴う高等学校の第一次統合は、旧制中等学校の種類毎に高等学校になつたと言うのである。そして文部省調査課長は総合制高校の設置が、特に昭和24年の第二次統合によって具体化したことを、次のように証言する。¹⁹⁾

「特に最近統合が起つてまいりましたのは、御承知のように、そもそもそういう教育的な観点（「教育の機会均等」の保障の観点、引用者注）というよりは、財政的なというか、物的な面から起つて参りましたので少し意味が違うと申しますか、各府県の軍政部が非常に強力に実施を勧奨したのであります。結局総合の問題にはその物的な面と、教育そのものの面と、両方があるし、又両方を考えて行くべきで、ただ単に校舎、設備を生み出すた

めに、新制中学を廻すために、生みだすためにでもないといふように考えております。特に軍政部がそれを強く奨めるという裏面には、そういう窮屈した6・3制の進展の一つの隘路を開くことを考へると同時に、やはり自分達の国ではさつき申上げましたように大体総合制のハイスクールというものが本体であるということは、自分達の習つて来た学校の状況から言いましても、又その中の或る人達が教育行政官として、校長としておつた立場から申しましても、余程深く頭の中に入っている。それが非常に統合を奨めている強い動機になつてゐる考へております。」

即ち、(1)総合制高校の実施は普通高等学校と職業高等学校の統合という形態をとつたこと、²⁰⁾ (2)その統合の担い手は軍政部であつたこと、(3)統合の動機は「教育的観点」よりも、むしろ中学校の設備・校舎の確保にあつたことを明らかにした。そして、かかる総合制高校実施に対する各都道府県の対処の仕方を、次のように証言している。²¹⁾

「私は一度機会がございまして各所を廻つて状況を見、聞いて参りましたが、むしろ各府県は決してそれ（軍政部の圧力のこと、引用者注）に便乗して、この問題を解決しようとしているのではなくて、やはり各府県の当局は今までの学校教育の態勢の方が頭に染み込んでおりますから、まあいわばそういうふうに喧しく言われて來ているが、實際には成可くゆるくやつて貰うように折衝しております。」

各都道府県当局が各種高等学校の統合による総合制高校の実施に、消極的であつたことを証言している。かかる総合制高校実施へのネガティブな態度は、文部省自身によつても

表明される。例えば昭和24年5月6日の教刷委第16特別委員会第3回委員会において、文部省事務官は、次のように証言している。

22)

「我々考えましても、今お話をありましたように、これがアメリカのように資材も十分、その他のものも十分あり、それで十分な教育ができるようなところで、農業、工業と一緒にしてやれということであればとも角であります。今の日本のごとく非常に経済状態が悪いところで総合的にやれと言つても、設備の点からみても今不十分だらうと思います。やはり最も國が潤沢になつて來たときに、始めてそういうことが行えるのであって、今のところではやはり、農、工、水産というものに分けましてやつて行くのが当然じゃないかと思います。」

かかる証言は、これまでの「手引」あるいは「解説」²³⁾での文部省の総合制高校に対する考え方と比し、その転換を示唆するものであろう。とまれ、総合制高校は地方軍政部各都道府県当局及び文部省の三者三様の対応の中で実施されて行く。昭和24年4月現在の文部省調査によれば、その全国的実施状況は表IV-1の通りである。²⁴⁾ 調査解答41都道府県中、昭和24年4月現在で、高等学校の総合を実施したものは、33府県である。これ等府県の統合の態様は、「総合制とする」もの17府県、「普通課程と職業課程を分ける」もの2県、「併用する」もの17府県、不明2道県となつてゐる。昭和25年度実施予定を含めると、「まだ実施の計画を立てていない」4都県を除けば、37府県の態様は、「総合制とする」もの18府県、「普通課程と職業課程に分ける」もの2県、

表 N-1 高等学校の統合実施状況（昭和24年4月調査）

都道府県 項目	① 実施の時期			② 実施（実施の予定も含む）の方法			③ 実施前後の学校数		
	昭和23年度中に実施	昭和24年度4月から実施	昭和24年予定	まだ実施の計画を立てていない	普通課程と職業課程併用する	男女共学を原則とする	統合実施前（校）	統合実施後（校）	統合実施後（校）
北海道	○一部のみ					○	147	133	
青森	○一部のみ				○		33	25	
岩手	○			○		○	49	37	
宮城									
秋田									
山形	○一部のみ				○		55	53	
福島	○				○		52	49	
茨城	○				○		44	39	
栃木									
群馬				○		○			
埼玉				○		○			
千葉				○		○			
東京				○		○			
神奈川				○		○			
新潟				○		○			
富山	○			○		○			
石川				○		○			
福井	○			○		○			
山梨				○		○			
長野	○			○		○			
岐阜	○			○		○			
静岡				○		○			
愛知	○	○第二次			○	○	84	55	
三重	○			○		○	51	15	

滋賀	○	○第二次		○			○	32	9
京都	○			○			○	47	26
大阪	○			○			○	99	81
兵庫	○			○			○	112	81
奈良	○			○			○	33	16
和歌山	○			○			○	43	21
鳥取	○			○			○	30	11
島根	○			○			○	42	28
岡山		○			○		○		
広島	○			○			○	73	46
山口	○				○		○	66	47
徳島	○				○		○	30	21
香川	○			○			○	34	25
愛媛									
高知		○							
福岡	○				○		○	100	80
佐賀	○				○		○	27	19
長崎	○	○第二次		○			○	36	20
熊本	○	○第二次			○		○	34	30
大分	○				○		○	48	23
宮崎	○				○		○	34	13
鹿児島	○	18(第二次を含む)	2	4	18	2	16	32	
合計	18								

註 (1) 三重、滋賀、熊本県の第二次とは、昭和23年度中に統合を実施し、昭和24年度4月に再び実施したことを示す。したがって学校数は第二次のものである。

(2) 埼玉、山梨県はまだ実施の計画を立てていないにも拘らず、「実施の方法」欄に記入あるのは、実施した場合の予定を表わすものと推定される。

- (3) 茨城県は「実施の態様」の何れの場合をも考慮していない。
 (4) 北海道の学校数には私立も含まれている。但し私立も統合を実施したか何うかは明らかでない。

「併用する」もの15県、不明2県となる。この「総合制とする」、つまり総合制高校を画一的に実施する18府県は、当時の米国第8軍の軍団指令部（地方軍政部）の所轄地域と密接な関係があった。²⁵⁾即ち、第1軍団司令部の所轄府県では12府県が、又第9軍団司令部の所轄道県では2県が、第8軍直轄部隊の都県では4県が、それぞれ総合制高校を実施しているのである。²⁶⁾特に第一軍団司

令部の中でも福井、兵庫、京都、奈良、大阪、滋賀、和歌山を所轄する第5軍政部では、すべての府県が、総合制高校を実施することになっている。総合制高校の実施が、各種高等学校の統合という形で行なわれた結果、それが学区の再編を惹起したことは、云うまでもない。その全国的実施状況を示せば、表IV-2の通りである。²⁷⁾

表IV-2 高等学校の学区の設定実施状況（昭和24年4月調査）

	実施の時期					実施（実施の予定も含む）の態様	
	昭和23年度中に実施	昭和24年度4月から実施	昭和24年度中に実施の予定	昭和25年度に実施の予定	まだ実施の計画を立てていな い	全都道府県下に実施してい る。（数字は学区数）	都道府県内的一部に実施してい る。
北海道					○		
青森					○		
岩手		○				○ 20	
宮城							
秋田							
山形							
福島					○	○	
茨城		○				○ 8	
栃木		○				○ 15	
群馬				○		○	
埼玉					○		
千葉							
東京		○				○ 10	
神奈川		○				○ 11	
新潟				○		○ 29	
富山	○					○ 21	
石川		○				○ 14	
福井	○					○ 15	
山梨					○	○ 8	
長野		○				○ 16	

	実施の時期					実施(実施の予定も含む)の態様	
	昭和23年度中に実施	昭和24年度4月から実施	昭和24年度中に実施の予定	昭和25年度に実施の予定	まだ実施の計画を立てていない	全都道府県下に実施している。(数字は学区数)	都道府県内的一部に実施している
岐 阜		○				○ 普30, 職25	
静 岡		○				○ 普37, 職37	
愛 知	○					○ 普39, 職33	
三 重		○				○ 15	
滋 賀		○				○ 9	
京 都		○				○ 25	
大 阪		○				○ 普36, 職18	
兵 庫		○				○ 普52, 職19	
奈 良	○					○ 16	
和 歌 山	○					○ 21	
鳥 取		○				○ 普9, 職3	
島 根		○				○ 14	
岡 山					○		
広 島		○				○ 普46, 職37	
山 口		○				○ 23	
徳 島		○				○ 21	
香 川		○				○ 14	
愛 媛							
高 知		○				○ 12	
福 岡		○				○ 普51, 職27	
佐 賀		○				○ 10	
長 崎			○				
熊 本		○				○ 19	
大 分			○			○ 19	
宮 崎		○				○ 13	
鹿 児 島					○		
合 計	5	25	2	2	7	35	

注 (1) 福岡県は実施の計画を立ててはいるが、実施期日が未定であるから、「まだ実施の計画を立てていない」欄に記入した。

(2) 山梨県はまだ実施の計画を立てていないが、「実施の態様」欄に記入したのは、実施した場合の予定を表わすものと推定される。

(3) 学区数の「普」と「職」は、それぞれ普通課程の学区と職業課程の学区のことである。但し、大阪府、兵庫県の「普」には、家庭科と商業科が、広島県の「普」には家庭科が含まれる。

(4) 京都府、山梨、三重、和歌山、佐賀県には、職業課程の学区が別にあるが、それは含まれていない。

ところで、かかる総合制高校の実施は各府県レベルにおいて、どのように行なわれているであろうか。若干の事例によつて、その内実を考察してみたい。第一軍団司令部第4軍軍政部が所轄した富山県の例によれば、表IV

—3の通りである。²⁸⁾この表から明らかに、富山県の高等学校の統合は、2回に亘って行なわれている。第一次統合と第二次統合との間には、その統合理念においても、又その実態においては、著しい差異を示している。

表IV-3 富山県における高等学校の統合の実施状況

	A 旧制の学校	B 昭和23年4月8日 発足新制高校名・学科	C 昭和23年9月13日開校 新制高校名・学科		
県立	入善農学校	入善高等学校, 農<男・女>	富山県立入善高等学校, 普, 農, 農, 女子農別科	下新川地区	
	桜井農学校	桜井高等学校, 農<男・女>	富山県立桜井高等学校, 普, 農, 農, 女子農別科		
	魚津中学校	魚津高等学校, 農, 普<男>	富山県立魚津高等学校, 普, 農, 普		
	魚津高等女学校	魚津高等学校 普 <女>			
（そ）	滑川中学校	滑川高等学校 普, 農, 普<男> 水産高等学校, 水<男> 滑川女子高等学校, 普<女> 水橋高等学校, 普, 普 <男・女>	富山県立滑川高等学校 普, 農, 普, 水, 水, 水	中新川地区	
	滑川商業学校				
	町立滑川農業学校				
	水産学校				
	滑川高等女学校				
	町立水橋商業学校				
立	上市農林学校	上市高等学校, 普, 農<男>	富山県立上市高等学校 普, 農, 農, 農	婦負地区	
	町立上市商業女学校				
（そ）	町立八尾高等女学校	八尾高等学校, 普<女>	富山県立八尾高等学校 普	射水地区	
	小杉農学校	小杉高等学校, 農<男・女>	富山県立小杉高等学校 普, 農, 農, 女子農別科		
	礪波中学校	礪波高等学校 普 <男>	富山県立出町高等学校 普, 農, 農	礪波地区	
	町立出町高等女学校	出町高等学校 普 <女>			
	福野農学校	福野農業高等学校, 農<男>			
	福野染織学校	福野工業高等学校 ①<男・女>	富山県立福野高等学校 普, 農, 農工, 普, 普, 普		
	石動高等女学校	石動高等学校, 普<女>	富山県立石動高等学校 普		
（そ）	礪波高等女学校	礪波女子高等学校 普<女>	富山県立津沢高等学校 普	水見地区	
	水見中学校	水見高等学校 普<男>	富山県立水見高等学校 普, 農, 農, 女子農別科		
	水見高等女学校	水見女子高等学校 普<女>			
	水見農学校	水見農業水産高等学校 農, 水 <男・女>			

	A 旧制の学校	B 昭和23年4月8日 発足新制高校名・学科	C 昭和23年9月13日開校 新制高校名・学科
県立(その他)	富山中学校 富山高等女学校 県立富山高等女学校 市立富山女子商業学校 富山商業学校 神通中学校 富山工業学校 県立富山第二高等女学校	富山高等学校, 普<男> 富山女子高等学校, 普<女> 富山東部女子高等学校 普, 普<女> 富山商業高等学校, 普<男> 神通高等学校, 普<男> 富山工業高等学校, ①<男> 富山西部女子高等学校 普 <女>	富山県立富山南部高等学校 普, 普
県立(その他)	婦負農学校 市立富山化学工業学校 市立岩瀬商業学校 市立岩瀬女子商業学校	婦負高等学校, 普<男・女> 富山薬業高等学校, 普<男> 富山北部高等学校 普 <男・女>	富山県立富山中部高等学校 普, 土 富山県立富山西部高等学校 普, 家, 機, 土, 工化 木材工芸, 金属, 建, ① 農, 普
県立(その他)	高岡中学校 高岡工芸学校 市立高岡高等女学校 市立第二高岡高等女学校 高岡商業学校 高岡高等女学校 射水中学校 新湊高等女学校 伏木商業学校	高岡高等学校, 普<男> 高岡工芸高等学校, ①<男> 高岡東部女子高等学校 普 <女> 高岡商業高等学校, 普<男> 高岡女子高等学校, 普<女> 射水高等学校, 普<男> 新湊女子高等学校, 普<女> 伏木高等学校, 普<男>	富山県立高岡中部高等学校 普, 機, 土, 工化, 木材工芸, 塗装工芸, 金属工芸, 図案絵画, 家 富山県立高岡西部高等学校 普, 家, 普 富山県立高岡東部高等学校 普, 家 富山県立高岡北部高等学校 普, 家, 普
市町村立及び私立	雄峰中学校 町立泊高等女学校	※雄峰高等学校, 普<男> ※泊高等学校, 普<共学> ※雄山高等学校, 普, 土 <共学>	※富山県立雄峰高等学校 普 ※富山県立泊高等学校 普 ※富山県立雄山高等学校 普, 土
市町村立及び私立	市立富山工業学校 町立戸出高等女学校 町立福岡商業学校 町立福光高等女学校 私立不二越工業学校 私立大谷工業女学校 私立藤園高等女学校	市立富山工業高等学校, ① ^{<男>} 戸出高等学校, 家<女> 福岡高等学校, 普, 家<女> 福光高等学校, 普<女> 不二越工業高等学校, ①<男> 大谷女子高等学校 普, 普<女> 藤園女子高等学校 普, 普<女>	

備考 1. 雄峰高校は夜間、泊・雄山高校は定時制高校

第一次統合の推進主体は、「新制高等学校設置基準委員会」と「教育全体委員会」²⁹⁾であった。これ等委員会は第4軍政部の意向と無関係に、独自に高等学校の実施を構想する。昭和23年1月24日に、「新制高等学校設置基準委員会」は、富山県の高等設置基準として、(1)旧制中等学校は高等学校に「昇格」させること、(2)この「昇格」に当つては、市町村立及び組合立の学校はできる限り、県立に移管されることとした。³⁰⁾この基準により、「教育全体委員会」は、昭和23年3月3日に、表IV-3のB欄の通り、高等学校を県立41校(新設1校を含む)、市町村立4校、私立3校、計48校とすることを決定した。³¹⁾この第一回統合では旧制中等学校が、即高等学校に「昇格」したことを見ている。滑川、上市、富山東部女子、富山北部、高岡東部女子高校の統合高等学校は、その設置学科及び男女共学制の事項から明らかに、1校舎に2~3校の旧制中等学校がそのまま集合したのに過ぎなかつた。つまり、この第一次統合は旧制中等学校の高等学校への「昇格」が中心問題であつて、高等学校の統合によるより積極的な総合制高校の設置が意識されたわけではなかつた。かかる第一次統合による高等学校の発足は、しかし、昭和23年6月24日の第一軍団司令部軍政部教育情報部のマクレラン博士の講演を契機に、事態は一変する。というのは、同博士は第一次統合を批判し、(1)中学校の設置のために、「現在の全日制高校44を18校に統合し、余剰校舎を新制中学に明け渡すべきである。」こと、(2)高等学校の総合制化と男女共学制を実施することを勧告したのである。³²⁾この勧告を受けて、アンダーソン教育課長³³⁾は県当局に対し、

(1)場所・教員・設備の節約を目標として総合制とすること、(2)出来る限り男女共学にすること、(3)経済と能率を目標として学区制を設けること、(4)種々雑多な学科を一週間に行うことは望ましくないことの原則により、高等学校の再統合、つまり、第二次統合の実施を指示するのである。³⁴⁾

県当局はかかる新事態に対処するため、昭和23年7月1日に知事の諮問機関として、「新教育制度実施運営委員会」を設置し、第一次統合の再編作業に着手する。同委員会は昭和23年7月20日に、第二次統合の基本方針を「学区制を確立し、男女共学を実施するため総合制高校とする。学校は20校以下(私立高校を除く。)とする。」³⁵⁾ことを決定するのである。そしてこの方針の具体的方策として、(1)普通科の学区は中学校を単位とし、実業科のそれは高等学校普通科のそれを単位とすること、(2)総合制高校の学科は原則として普通科を根幹とし、既存の実業科はこれを併せて編成すること、(3)家庭科、商業科については別途考慮することを公表した。³⁶⁾県当局はこの答申に基づき、44校の全日制高校を下新川地区2校、中新川地区2校、富山地区4校、婦負地区1校、射水地区1校、礪波地区3校、氷見地区1校、高岡地区3校の計17校(夜間、定時制課程を除く)に統合再編成することにした。しかし、この原案は各地区の圧力によって修正され、最終的には下新川地区、礪波地区、高岡地区にそれぞれ1校が増設され、表IV-3のC欄のように、県立高等学校は23校(全日制20校、定時制3校)に統合されることになった。このように第二次統合は、統合形態においても、又統合学校数においても、きわめてド拉斯ティ

ックな改革を示している。この統合を職業高等学校、特に工業高等学校とのかかわりで見るならば、第一次統合において工業（工芸）高等学校の名称を付していた福野、富山、高岡の各学校は、すべてただ各地区的名称を付した高等学校に改称されることになった。しかもこれ等学校の内、特に福野及び富山高等学校では、統合相手校が農業高等学校あるいは女子高等学校であつたにもかかわらず、すべて普通科が設置されたのである。このことは「新教育制度実施運営委員会」の基本方針に基づくものであり、又同委員会小委員会の付帯決議（昭和23年7月31日）、「実業学校に新たに普通科をおく場合、進学生徒の向学心を満足するようにする。」³⁷⁾ の具体化でもあつた。

かかる第二次統合によって、富山県の高等学校は昭和23年9月から、小学区制・総合制・男女共学制の下に再スタートするのである。しかしこの第二次統合が余りにもドรามティックな改革を伴っていたため、その意図はともあれ、「23年の9月高校再編成直後の現場は混乱がその極に達していた。」³⁸⁾ と言われている。その混乱は再統合により廃校の事態を迎えた地域住民の不満、第一次統合

の段階で伝統ある旧制中学校に通学していた生徒が小学区制の実施により居住地区の高等学校への転校を強制させられることへの不満と転校忌避による生徒の寄留の増大、教員及び施設設備の不足による総合制高校における教育効果の低下によって、一層増幅された。かかる事態において第二次統合は、早くも発足後1年余りして各方面からその修正を要請されることになった。³⁹⁾ その修正は、まず最初に総合制高校からの職業課程の分離独立校化が着手された。則ち、昭和25年4月には滑川高等学校から水産高等学校を独立、高岡中部高等学校から高岡工芸高等学校を独立、富山南部高等学校から富山東部高等学校（家庭、商業課程）を独立新設した。又昭和26年4月には富山西部高等学校から婦負農業高等学校を、氷見高等学校から有磯高等学校（家庭、農業、水産課程）を独立させたのである。⁴⁰⁾ 学区制については、昭和27年4月から職業課程は全県一区制が、又普通課程は小学区制を継続しながらも自由通学区域を大幅に認めることに修正された。又男女共学制については、昭和28年4月の津沢高等学校の男子募集停止以降、男女別学の方向がしだいに具体化していくのである。

表IV-4 昭和23年9月統合（第二次統合）前公立高等学校数

	県立			市町村立			合計
	男子	女子	計	男子	女子	計	
普通科	17	17	34		13	13	47
農業科	9		9	1		1	10
工業科	7		7	7		7	14
商業科	3	1	4	6	2	8	12
水産科	1		1				1
計	37	18	55	14	15	29	84

愛知県における高等学校の統合実施状況は、富山県とほぼ同様である。その統合の実施に当つては、富山県の場合と同様に第四軍政部の圧力が大きかつた。愛知県の高等学校は第一次統合によって、昭和23年4月から表IV-4の通り⁴¹⁾ 84校で発足することになった。しかしこの段階では旧制中学校がそのまま高等学校に「昇格」したものであり、特に総合制高校の設置が意図されたわけではなかつた。それが意図されたのは、昭和24年2月の「愛知県新制高等学校の再編成に関する

基本方針」によつてであつた。これにより愛知県教委は、「高等学校は地方の実情及び学校の施設等を考慮して、可能な限り完全総合制を実施する。ただし、特に必要ありと思われる地域には専門的な学校を認める。」⁴²⁾に基づき、第一次統合による高等学校を再編成するのである。その再編成後の高等学校の設置状況は、表IV-5の通りである。⁴³⁾ 則ち、第一次統合による84校は49校に統合され、7校の職業高等学校は、すべて総合制高校となることになったのである。⁴⁴⁾

表IV-5 第二次統合後の公立高等学校予定表

		県立	市町村立	合計
総 合 制	普・家・商	13	4	17
	普・家・商・農	14		14
	普・家・商・工	2	2	4
	普・家・農	4		4
	普・家・工		1	1
	普・工		1	1
	農・工・商		1	1
工農		4	2	6
水産		1		1
計		38	11	49

注 県立、市町村立とも男女共学

第五軍政部が所轄した京都府のケースは、上記二事例よりも、よりドラスティックな統合実施状況を示している。というのは、第一軍團司令部教育部のアンダーソン、マクレラン及び京都府軍政部隊教育課のケースが、「全国共通のテスト・ケースとして重視し、その実験的解決を全国への一大示唆として提供したいとの意気込みと強硬性を示した」⁴⁵⁾ からである。以下、その実態を考察すること

にする。京都府においても、昭和23年4月1日の第一次統合の実施に関する限り、それは他の府県のケースと同じである。即ち、表IV-6から明らかに⁴⁶⁾ 旧制中学校がそのまま高等学校に「昇格」しているのである。ただ、京都府の場合においては校地校舎の義務教育優先の原則が徹底されたため、旧制中学校校舎が中学校に大幅に転用されることになった。⁴⁷⁾ この結果、例えば府立洛北

表IV-6 旧制中等学校から高等学校に昇格した学校(23.4.1)

旧制中等学校	新制高等学校
京都府立京都第一中学校	京都府立洛北高等学校
京都府立京都第二中学校	京都府立洛南高等学校
京都府立京都第三中学校	京都府立山城高等学校
京都府立桃山中学校	京都府立桃山高等学校
京都府立京都第五中学校	京都府立桂高等学校
京都府立園部中学校	京都府立園部高等学校
京都府立福知山中学校	京都府立福知山高等学校
京都府立西舞鶴中学校	京都府立西舞鶴高等学校
京都府立東舞鶴中学校	京都府立東舞鶴高等学校
京都府立宮津中学校 (新設)	京都府立宮津高等学校
京都府立第一高等女学校	京都府立網野高等学校
京都府立嵯峨野高等女学校	京都府立鴨沂高等学校
京都府立京都第二高等女学校	京都府立朱雀高等学校
京都府立桃山高等女学校	京都府立桃山女子高等学校
京都府立城南高等女学校	京都府立城南高等学校
京都府立亀岡高等女学校	京都府立亀岡高等学校
京都府立綾部高等女学校	京都府立綾部高等学校
京都府立福知山高等女学校	京都府立福知山女子高等学校
京都府立舞鶴第一高等女学校	京都府立西舞鶴女子高等学校
京都府立舞鶴第二高等女学校	京都府立東舞鶴女子高等学校
京都府立峰山高等女学校	京都府立峰山高等学校
京都府立加茂中学校(夜間)	京都府立加茂高等学校(夜間)
京都府立鳥羽中学校(夜間)	京都府立鳥羽高等学校(夜間)
京都府立双陵中学校(夜間)	京都府立双陵高等学校(夜間)
京都府立伏見中学校(夜間)	京都府立柏原高等学校(夜間)
京都府立木津農学校	京都府立木津農業高等学校
京都府立亀岡農学校	京都府立亀岡農業高等学校
京都府立須知農林学校	京都府立須知農業高等学校
京都府立久美浜農学校	京都府立久美浜農業高等学校
京都府立城丹実業学校	京都府立城丹農業高等学校
京都府立河守農業学校	京都府立河守農業高等学校
京都府立北桑田農林学校	京都府立北桑田農業高等学校

旧制中等学校名	新制高等学校名
京都府立向陽農業学校	京都府立桂農業高等学校
京都府立綾部工業学校	京都府立綾部工業高等学校
京都府立峰山工業学校	京都府立峰山工業高等学校
京都府立宮津工業学校	京都府立宮津実業高等学校
京都府立宮津水産学校	京都府立水産高等学校
京都市立第一中学校	京都市立中京高等学校
京都市立城巽女子商業学校	京都市立城巽商業高等学校
京都市立堀川高等女学校	京都市立堀川高等学校
京都市立二条高等女学校	京都市立二条高等学校
京都市立伏見高等女学校	京都市立伏見高等学校
京都市立第一商業学校	京都市立西京商業高等学校
京都市立第二商業学校	京都市立西陣商業高等学校
京都市立第三商業学校・伏見女子商業学校	京都市立伏見商業高等学校
京都市立四条商業学校	京都市立四条商業高等学校
京都市立第一工業学校	京都市立洛陽工業高等学校
京都市立第二工業学校	京都市立伏見工業高等学校
京都市立美術工芸学校	京都市立美術高等学校
私立菊花高等女学校	京都市立藤森高等学校
京都市立商工専修学校	京都市立専修高等学校
京都市立第一商業学校第二本科	京都市立御池商業高等学校(夜間)
京都市立松原商業学校・城巽第二女子商業学校	京都市立城陽高等学校(夜間)
京都市立九条工業学校	京都市立九条工業高等学校(夜間)
京都市立深草工業学校	京都市立深草工業高等学校(夜間)
福知山市立農学校	福知山市立農業高等学校
京都市立中舞鶴高等女学校	舞鶴市立中舞鶴高等学校

高校は鴨沂高校校舎に、市立二条高校は府立朱雀高校校舎に、市立中京高校及び市立城巽商業高校は市立堀川高校校舎に、府立洛南高校は市立洛陽工業高校校舎に同居することになつた。これ等の学校では一校舎に2人又は3人の校長の下に、二部授業が行なわれるという、きわめて惨憺たる状況を呈することになつた。⁴⁸⁾ その結果、この第一次統合は、「校舎使用の不合理な点、高校教育の運営上各種障害があり、これについての批判が強く、抜本的解決を樹立しなければならない状況に

立ち至つた。⁴⁹⁾ のである。この「抜本的解決」の樹立が、昭和23年10月15日の府下公立高等学校の第二次統合である。この第二次統合はケースの「半ば強制的指示」に基づき⁵⁰⁾ 「共学制・総合制・地域制の所謂三原則を前面にかけ、校長を含め全職員の全面的交流を遂行するとともに、備品の移動をも図つた」⁵¹⁾ ものであった。⁵²⁾かかる第二次統合によって、府下公立高等学校は、57校から一挙に26校に減少した。これ等高等学校の設置課程は、表IV-7の

通りである。⁵³⁾かくして、京都府下の公立高等學校はこの第二統合によつて、美術、水産

高等学校の例を除けば、都市及びその近郊地域では普通・商業・工業課程を、又農村地域

表IV-7 京都府立高等学校設置課程表(23.10.15)

	校名	設置課程	
		通常制	定期制
京 都 市 内	京都府立鴨高等学校	普、商	普
	京都府立城高高等学校	普、商	普
	京都府立朱雀高等学校	普、商	普
	京都府立桃山高等学校	普、商	普、家
	京都府立桂高等学校	普、農、(園)、商	農、家
	京都府立堀川高等学校	普、商、家、音	普、商、家
	京都府立西京高等学校	普、商	商
	京都府立洛陽高等学校	普、商、色、紡、機、化、電、建、家	工
	京都府立伏見高等学校	普、商、木、工、機、建、鑑	工
	京都府立美術高等学校	美	
郡 部	京都府立城南高等学校	普、商	農、家
	京都府立木津高等学校	(普)、農、茶	農、家
	京都府立亀岡高等学校	普、農、商	農
	京都府立北桑田高等学校	(普)、農、林	農、家
	京都府立園部高等学校	普、商、農	農、家
	京都府立須知高等学校	普、農、畜	農、家
	京都府立綾部高等学校	普、農、蚕、畜、機	普、農、家
	京都府立福知山高等学校	普、農、(商)	普、農、商、家
	京都府立河守高等学校	(普)、農、畜	農
	京都府立西舞鶴高等学校	普、商	普
	京都府立東舞鶴高等学校	普、(農)	普、農、工、家
	京都府立宮津高等学校	普、商、建	普、農、水、家
	京都府立水産高等学校	漁、製	
	京都府立峰山高等学校	普、機、化、紡	農、工、家
	京都府立網野高等学校	普、	農、家
	京都府立久美浜高等学校	(普)、農、園	農、家

注 () 内課程は第二次統合により新設課程である。

では普通・農業課程を置く総合制高校体制がとられることになったのである。工業高等学

校(課程)の例によつて、第一次統合から第
二次統合の変化を示すと、表IV-8の通りである。⁵⁴⁾

表IV-8 工業高等学校の統合実施状況

旧制中学校名	第一次統合下の学校名	第二次統合下の学校名・課程名	
		学校名	通常性の課程名 定時制の課程名
京都府立峰山工業学校	京都府立峰山工業高等学校	京都府立峰山高等学校	普，商，木，工，機，建，工
京都府立峰山高等女学校			普，農，家
京都府立綾部工業高等学校			普，農，畜，機，化
京都府立城丹農業高等学校			普，農，畜，電，家
京都府立綾部高等学校			普，商，建
京都府立官津工業学校	京都府立官津工業高等学校	京都府立官津高等学校	普，商，色，紡，機，化
京都府立官津中学校			普，電，建，家
京都府立官津高等女学校			普，商，建
京都府立第二中学校	京都府立洛南高等学校	京都市立洛陽高等学校	普，商，色，紡，機，化
京都市立第一工業学校	京都市立洛陽工業高等学校	京都市立九条工業高等学校	普，商，色，紡，機，化
京都市立九条工業学校 (夜間部)	京都市立九条工業高等学校 (夜間部)		普，商，色，紡，機，化
京都市立第二工業学校	京都市立伏見工業高等学校	京都市立伏見高等学校	普，商，色，紡，機，化
京都市立第三商業学校			普，商，色，紡，機，化
京都市立伏見女子商業学校	京都市立伏見商業高等学校	京都市立伏見高等学校	普，商，色，紡，機，化
京都市立伏見高等女学校			普，商，色，紡，機，化

備考 第二次統合により、京都府立東舞鶴高等学校定時制課程(工業課程)が設置。

表IV-9 公立工業高等学校の統合実施状況

旧制中等学校名	昭和23年度統合学校名	昭和24年度統合学校名	備考
県立第一神戸工業学校 県立第二神戸工業学校	県立兵庫工業高等学校		
県立機械工学校	県立姫路工業高等学校		昭和25年4月1日 姫路工業大学付属高等学校
県立姫路工業学校	県立尼崎工業高等学校		
県立尼崎市立工業学校	県立小野工業高等学校		
県立尼崎市立工業学校	県立西脇工業高等学校		
県立小野工業学校	県立西脇高等学校		
県立西脇工業学校	県立洲本商業高等学校		
県立洲本工業学校	県立洲本商業高等学校		
県立竜野工業学校	県立竜野実業高等学校		
		県立豊岡実業学校	
		組合立兵庫豊岡女子高等学校	
		組合立兵庫豊岡農業高等学校	
		県立須磨工業高等学校	
		県立相生工業高等学校	
		神戸市立第一機械工業高等学校	※市立神戸工業高等学校
		神戸市立第一工業高等学校	
		県立第三神戸工業学校	
		県立第二尼崎工業学校	
		県立第二姫路工業学校	
		市立第二機械工業学校	※市立大和田工業高等学校
		市立第三工業学校	

注 ※印の統合は、昭和23年9月、他は、昭和23年4月である。

京都府と同様、第5軍政部の所轄地区であった大阪府、兵庫県等においても、同様の統合実施過程をみることができる。⁵⁵⁾ ただ兵庫県では、その統合の内実が上記の事例と若干異なっている。それは県下の農業及び商業高等学校が総合制に編成されたのに対し、工業高等学校だけが「県下全工業学校長の強い要望として反映した結果、遂に工業高等学校として単独制が認められた。」⁵⁶⁾ ことである。その状況は表IV-9の通りである。⁵⁷⁾

以上、教刷審第30回建議による「職業教育の振興」からの高等学校制度批判——典型的には総合制高校批判——を明らかにするために、総合制高校の実態を考察してきた。ところで、かかる総合制高校の実態は、何故教刷審第30回建議によって、「職業教育の振興」の視座から批判され且つ否定されたのであろうか。その批判あるいは否定の論理とは、何であろうか。又批判あるいは否定の論理は総合制高校設置論理と如何なる関連構造を持つのであろうか。次節以降において、これらの疑問を解明したい。

第2節 教育刷新審議会第30回建議の審議経過と審議内容

総合制高等学校制度に象徴される新学制下の高等学校制度改革は、昭和24年4月15日の教刷委第94回総会での淡路委員の発言によって、一つの転機を迎えることになる。その転機とは、これまでの高等学校制度改革を「職業教育」の視座から再検討することにあった。淡路委員はその事情を、「職業教育の振興方策について希望を述べたいと思うのであります。6・3制が実施されまして、学校教育の態勢が大体整って参りまして、いろ

いろの批判はありますけれども関係各位の御努力で充実して参っているようですが、これを職業教育という見地から見ますと未だ遺憾な場合が生じているのではないかと思つております。」⁵⁸⁾ と述べ、新学制下の職業教育の問題の所在を次のように指摘する。⁵⁹⁾ 即ち職業高等学校については、(1)旧制度下の実業学校に比べ、「恐らくは職業教育として考えて見ますと2年の教育しかやっておらない」と、(2)その教育において、「演習」又は「実習」が軽視されていること、(3)専門学科教員が不足し且つ軽視されていること。又中学校については、(1)職業科の適当り配当時間数が少な過ぎること、(2)職業科の教育内容が中学校卒業後就職する者にとって、職業人としての教育が不充分であること。又勤労青少年教育について、(1)技能者養成は工場・事業場を現状からみて、「何か社会教育として手を打たんと各事業所なり、或いは組合の自発的な教育だけに任せて置いてはなかなか日本の産業再建というものはむずかしい」と、(2)定時制高等学校、特に戦前の工場青年学校に代りうる「私立の定時制高等学校」が異常に不振であること、(3)通信教育において「職業教育を内容とした通信教育が十分やられていないように見える」ことを指摘する。新学制下における職業教育をめぐるかかる現状は、淡路委員の認識によれば、「将来産業の振興或いは又技術的水準を高めるという意味から見ますと甚だ遺憾なこと」⁶⁰⁾ であり、又それは「6・3制の枠を、本質を崩さないで社会の要求に適合して行く」ように、「まだまだ改善を要するものがありそうに思う」⁶¹⁾ ものであった。

南原委員長は淡路委員のかかる発言をうけ

て、「今のお話は大事なことと思いますが、この委員会では6・3・3・4という方針を確立いたしたために、従来の古い制度とは随分違ひまして、職業教育の専門学校はやめるということになってしまったのであります。そういう学校態勢のうちの問題、社会教育としての問題、いろいろ御質問なり、御意見を承って別に委員会を作ることもいいと思います。か、どうですか。」⁶²⁾と発言し、特別委員会の設置を前提に、職業教育をめぐる問題の質疑を各委員に促したのである。第94回総会における質疑の概要は、おおよそ次の五項目にわけることができる。即ち、その第一は、職業高等学校の教育内容問題に関する論議である。佐野委員は高等学校の「実業教育」が、「普通教育に準ずること、この理念で立っている。その結果を見ることが誠に必要なものであります。まだ将来の結果といふものは尙まだまだ見ることはできますまい。時間が経てば普通教育を主にしてやつて行つた方がいいか、実業学科を主としてやつた方がいいかということの結果を証明することができると思います。それには時間が費ると思いますが、とにかく現状は戦前よりも悪くなっていることは分ります。」と述べ、「これは是非委員会を設けるなり、どうかしてそこに調査研究をやつて、行き先を見たいと思っております。」⁶³⁾と発言する。かかる発言に対し、淡路委員は「問題は普通教育の枠の内に、ポケーションナルの考え方を入れて行くということにある」⁶⁴⁾と認識され、沢田節藏委員にあつては、「私は別段これまでの6・3制の狙いを外さないで、むしろそれを一層生かして行く意味で、この職業教育的な構想を盛り込んで行くことができる」⁶⁵⁾と考えられる。又

河井道委員は、東京惠泉女子学園長としての経験を踏えて、「学科課程の内容がこれだけの時間で、30時間ぐらいでは一杯になってしまってできないのであります。そこに余裕を取らせなければ出来ないわけであります。とても30時間じゃ余裕が出来ません。そこをどうにかして頂きたいということあります。」⁶⁶⁾と発言する。このように教育内容問題をめぐる論議においては、淡路・河井委員の現行の教科課程（第二次教科課程）が、⁶⁷⁾「職業教育の振興」に馴まないとする見解と、それに馴むとする沢田委員の見解、馴むか否かる調査研究する必要があるとする佐野委員の見解⁶⁸⁾が表明された。

その第二は総合制高校の実施と職業教育の問題である。この問題について川本宇之助委員は、「各地の軍政部の教育科学局の方で総合的な高等学校ということを主張しておりますが、全国ではどういうふうになつておりますか、若しもその設備がどうなるかを考えると甚だ不十分なものである。従つて、そういう職業学校には職業科目の方には生徒が行かないようなことも起り得ると思います。」⁶⁹⁾と述べ、総合制高校の実施と「職業教育の振興」とが矛盾する側面を指摘する。

その第三は高等学校の修業年限に関する問題である。川本委員は「この高等学校の教科課程は3年というだけでも沢山だが、実業学校の方は5年というようなを設けてもよい、或いは設けるべきである。」⁷⁰⁾又牛山栄治委員は「是非4年の学校」⁷¹⁾が欲しかつたのであります。どういうわけだか実際に4年の学校はできないのであります。」⁷²⁾と発言し、「職業教育の振興」とのかかわりで、それぞれ高等学校の修業年限の延長を主張する。

その第四は「学校制度」における職業教育の位置づけの問題である。戸田委員は「学校の実業教育をなす、学校にアテンドする精神が少ないということになりますと、これは学校教育以外の方法において何か職業教育というそういう道を考えないといかんということ」を認めるが、しかし、このことが直ちに職業教育のトレーガーを「学校制度」外に求めるか否かについては、吟味の必要があると発言する。⁷³⁾

その五は定時制高等学校の問題である。淡路委員は「定時制高等学校、特に私立の高等学校はまだ10校しかないということは何か原因があるに違いない。この点は6・3・3制の拡張強化という点から見ても委員会も一つ取上げて定時制高等学校のあり方、これは十分に考えて見ないと、ただ単に経済情勢が思わしくないからという理由ではないように私共思うのであります。」⁷⁴⁾又山崎国輔副委員長は、定時制高等学校の不振の結果、「職業人の教育と技術との価値は非常に前より減ったのである。」⁷⁵⁾と述べ、それぞれ職業教育とのかかわりで定時制高等学校教育の再吟味を主張する。

第94回総会は、以上のように「職業教育」の視座から高等学校教育を中心に、戦後教育制度改革の問題の所在を、各委員の思いつくままに発言したものである。それ故、その主たる審議は、昭和24年4月15日に新に設置された第16特別委員会の審議に委ねられたのである。このために、第94回総会は同特別委員会設置に当り、同日に委員長指名によって、戸田、関口、淡路、牛山、佐野、矢野、高橋、木下の8名を任命している。⁷⁶⁾

昭和24年6月11日の「職業教育振興方

策について」の建議に至る教刷委(審)の審議経過は、図IV-1の通りである。⁷⁷⁾総会での審議は、教刷委第94回及び第96回総会と教刷審第1回総会だけである。第94回総会の審議内容は、すでに行論で考察した通りである。又第96回総会での審議は、淡路第16特別委員会主査より「第16特別委員会は今まで4回会を重ねまして、大体新制高等学校を中心にして新制中学校及び定時制の高等学校、それから私立の定時制の高等学校の方に出て頂きまして実情を聞き、問題の所在を突止めるだけの仕事は今日で大体終りました。これから委員会は討議に入りますして早速まとめてみたいと思います。それでまだ中間報告はできておりません。」⁷⁸⁾と報告されているに過ぎない。従って、総会レベルでの本格的審議は、教刷審第1回総会だけであるので、まず最初に第16特別委員会の審議状況を考察したい。

特別委員会での審議は、次の通りである。即ち、第1回委員会は委員互選によって主査に淡路委員を任命した後、第5回委員会まで、職業教育関係者より、「実業教育」の実態を聴取する。淡路主査はかかる実情聴取を踏えて、第6回委員会に審議要約を提出し、この要約をたたき台にして、第7回委員会で原案を作成するのである。従って、以下の審議内容の分析に当っては、(1)職業関係者からのヒヤリングを中心とする特別委員会での質疑の内実、(2)特別委員会原案作成をめぐる審議内容を明らかにしたい。そして最後にこの特別委員会原案採択をめぐる教刷審総会での審議内容を考察することにする。なお第一のヒヤリングの分析に当っては、図IV-1の通り、その事情聴取は5回に亘り、文部省担当官、工業及

図IV-1 教育刷新委員(審議)会における「職業教育振興方策について」の審議経過

教育刷新委員会(審議)会総会の審議			第16特別委員会の審議			第96回総会			第16特別委員会の審議			第1回総会			「職業教育振興方策について」採択		
	第16特別委員会の設置を決定																
年 月 日	昭和24年4月15日		昭和24年4月22日		昭和24年4月30日	第1回委員会	第2回委員会	第3回委員会	第4回委員会	第5回委員会	第6回委員会	第7回委員会	方策案「職業教育振興方策について」を作成	第1回総会	「職業教育振興方策について」採択		
						三中学校長より、職業科教育の実態をヒヤリング	農業高等学校長及び職場教育担当者より、実業教育の実態をヒヤリング	工・商業高等学校長、定時制高等学校長より実業教育の実態をヒヤリング	文部省当局より、新学制下の実業教育の実態をヒヤリング					昭和24年6月3日	昭和24年6月10日		

び商業高等学校長及び定時制高等学校長、農業高等学校長及び職場教育担当者、三中学校長、労働省関係官から聴取されているが、⁷⁹⁾しかしそれらをすべて言及するのは煩瑣であるので、ここでは主として高等学校の職業教育、特に工業教育に関連する事情聴取を中心的に分析することにする。

ところで第1回委員会における文部省担当官からの事情聴取とそれに関連する質疑は、どのようなものであろうか。第1回委員会で

は、教刷委第94回総会の各委員の発言と同様に、各委員から高等学校制度の実施の結果、職業教育の不振を期しているのではないかとの認識の下に、まず最初に職業高等学校の学校数及びその生徒数に質問が向けられた。大照事務官はかかる質問に対し、統計資料の不備のため、その学校数についてだけ、表IV-10のような実態を報告した。⁸⁰⁾旧制度と新制度との比較において、実業中等学校の1521校に対し、新制度下の職業関係高等学

表IV-10 実業中等学校数及び職業課程設置学校数

年度	学校	課程	農業	工業	商業	水産	家庭	その他	二種以上	計
22年度	実業中等学校		461	358	468	34	127	68	1,512	
23年度	職業高等学校		387 (261)	214 (219)	365 (191)	35 (27)	326 (75)	124 (113)	1,521 (886)	

備考 () 内数字は独立校で内数。

校が1512校あり、余り「実業学校の数が減っていない」の説明は、委員にとって意外なことであった。⁸¹⁾その結果、委員の関心は、その第二に教科課程と総合制高校問題に向かされることになった。前者をめぐる質疑は、以下の通りである。

○佐野利器君 実業高等学校で商業とか工業とか、そういう職業に直接結びつくような科目と他の科目との時間数の割合はどういうふうになつておりますか。

○松本事務官 大体高等学校の条件が85単位でありますて、そのうち38単位は必修教科になつておりますて、ゼネラル・アーツ、それから職業の方は30単位以上スペシャルされた教科を学校で必修させることができますことになつております。後の17単位が普通の教科を選択してやるというこ

とになっています。

○淡路円治郎君 旧制に比べて時間の具合はどうですか。

○松本事務官 90単位を取ると6割ぐらいです。

○戸田貞三君 前の実業学校で修得した実業科目、それはその当時において職業人として立つのには大体差支えなかつたのですか。あれで何かの欠陥があつたのですか。淡路さん何か……。

○淡路円治郎君 よく言われるの、一般教養が足りないが、だからその点では新制になつてから基礎的の素養が円満になつて来たということを言われているということは考えられると思います。それだけに専門学科の方の教育が5割とか6割減っているわけです。出てからの受入側の教育をもつと

十分にやるか、それでないならば；この高等学校の在学中において、もっと効果的にやる方法を考えなければならんと思います。

○戸田貞三君 85単位ならば一週の授業時間が27.28時間でもいいわけですね。

○松本事務官 大体30時間前後であります。

○戸田貞三君 大体90単位というわけでありますね。

○松本事務官 90単位というのは高等学校のクラブ活動とか、校友会活動を入れますから、そういうものを入れて38時間になるのが普通かと思っております。実業学校は実習を余分に取る関係でもう少し多くなっております。

○戸田貞三君 もう少し学校の一週間の授業時間を増やすなければなりませんね。

○淡路円治郎君 教科の内容の問題だろうと思ひます。何となれば、この次の会では実業高等学校の方に一人、二人出て頂いて伺つたらいいと思うのであります。

○佐野利器君 従来の中等実業学校の欠点といふのは、先程お話もありましたように、主として普通科の程度が低かったことにあらうと思うのであります。原因がそこにあつて専門のはえない所以も又そこに胚胎していると思ひのであります。実業学校では普通学科に力を注ぐことは必要だと思います。従つて、新制高等学校になってその点は大変よくなる筈である。専門学科の時間数の問題は従来よりも相当少くていいと私は思つてゐるのであります。そして普通学科の方がもつと多くていいのじやないかというふうにも考へるのであります。併し、折角普通学科の時間が増えてても、やはり依然と同じように普通学科の教え方なり、程度

なり、人なりでは、どうも効果がなく、変わらぬがしないことになって専門学科の時間数だけ目につく、又普通科の程度が高くなればなるとともに、専門学科の方もそれに応じた学科の程度の教え方が必要であります。それも元の木阿弥では、結局4年も5年もかかるて、3年の力しかとういうこと、これが心配になるのであります。そこらの実情を実は知りたいと思っておつたのであります。関係の方に話を聞き、又学校も2、3校見たいというような心持もいたすのであります。

○淡路円治郎君 この次に、その方面の方に出て頂きまして、一応ヒヤリングしてみるといふこともいいと思うのであります。

教科課程については、特に専門教育及び実習時間の比重の低下⁸³⁾が、委員の関心を引いたのである。この問題について戸田委員からは週授業時間数の増加、淡路及び佐野委員からは各教科内容の吟味と教授方法の改善の発言があった。しかしこれ等の問題の審議は高等学校関係者からの事情聴取の後に審議することにし、後者の問題、つまり総合制高校の実施と職業教育との関連について、次のような質疑が行われた。⁸⁴⁾

○牛山栄治君 私のところは、元は商業学校であったのですが、今度は名称が高等学校になりまして商業高等学校という名前をつけると一枚格が下がつたというふうに考へられるのであります。これは社会自身がそう見るのか、学生がそう考へるのか知らないが、商業という頭を取つて普通科のコースをわざわざ加えて、むしろ外貌は普通科だけのように示そうというのが非常に多いのであります。そういう傾向が多

いのです。…（中略）…伝統というものが無いものがあちらこちらに同じようにできた。全くそのために実業学校に魅力がない。

高等学校という名称から来る観念でありますとか、商業とか、工業とかいう部門を殊更に影薄くしている傾向があります。

私の見たところによりますと、総合になつた職業の方面の学校は非常に影が薄くなつております。

○戸田貞三君 こういうことを言うと実業学校の先生に叱られるかも知れませんが、実業学校が実業科目担当の先生は相当に研究の進んだ方と思いますが、普通科の先生は、いわゆる中学校、女学校の先生よりは力が弱かつた。普通科の力が少いということばかりでなしに、そういう先生であるために実業学校の生徒の普通科の力がもっと伸びるべきものが行かなかつたということがあつたのじゃないかと思うのであります。併し今度は、この高等学校が総合高等学校でも、実業高等学校でもいいのですが、そこで実業学科をやられる先生はいいのであります。普通科の先生がやはり、普通の高等学校の先生よりも力が弱いというようなことだと、この普通科を教えることが大事だという根本的な考え方方が、やはり大分充実していないのではないかと思うのであります。実際はどうなんでしょうか。

○木下一雄君 例えば学校の重要な、校長、教務主任というようなものも実業科担当の生徒が、多いといふことで普通科の先生はどうも中学校、女学校には行くが、実業学校には余り行きたがらない、そういつたようなことから戸田先生の仰しゃつたようなことが生まれてきたと思ひます。大

体実業学校では只今のお話の傾向は現われると思ひます。

○戸田貞三君 総合高等学校というものにおいて普通科だけのコースと、それから工業とか農業とかいうような、そういうコースを置いている学校がある。それからもう一方の専門化した実業高等学校、そういう学校とで、何か多少その実業高等学校という名前を付けたところよりも、むしろ総合高等学校という名前のついているところの農業科というのと、農学部というのですが、そういう生徒の方が一層よくできるようになつてゐるかどうかということであります。それは分りませんか。いわゆる専門化した高等学校と総合制高等学校のうちの実業学科の方によりいい生徒が集まるとか、或いはその学校より教育がよく行われているということであるならば、その専門化した高等学校というものはむしろやめた方がいいということも考えられますし……。

○木下一雄君 今までの実業学校でも、一般の中学校、女学校に行く子供と実業学校に行く子供の素質とは、実業に行く者の方がちょっと落ちついております。総合高等学校になると今お話のような点が現わされて来ると思ひます。

○牛山栄治君 何か社会的な考え方方が、職業的な教養というものに対し一段と低く考えさせるような日本の考え方全体にそういう欠陥があるのじゃないかと思うのであります。そしてそこに入るものは、やはりいいとか悪いとかということになり、併しこれは本質的のものではないと思うのであります。

○佐野利器君 将来職業の方面に進む子供で

も総合的な普通科の方に入ることは確かにありますね。それが大学に行って何と言いますか、いろいろの職業方面の教育を受けようといふこともそんな点は十分まじつていることだろうと思います。

このように第一回委員会の段階では、総合制高校は特に肯定も又否定もされなかつた。ただ総合制高校の問題点として、牛山委員は「総合になつた職業の方面の学校は非常に影が薄くなつております。」戸田・木下委員が旧制実業学校に普通科を設置した総合制高校では普通教科担当教員の質が低いこと、又生徒も普通科の方により優秀な生徒が、集まりがちであること等を指摘していることに留意しておかなければならぬ。と言うのは、後に言及する通り、かかる問題認識が現場高等学校長の総合制高等学校制度反対の証言を契機に、教刷審第30回建議の中に反映されるからである。

ところで第一回委員会で行なわれた第三の質疑は、定時制高等学校問題である。松本事務官によつて、昭和24年4月現在の定時制高等学校の実態が、中心校1219校、分校1378校であることが説明された後、委員会は次のような質疑を行つてゐる。⁸⁵⁾

○戸田貞三君 この表で見ますと、中心校を持つている学校は10ヶ町村に一つぐらい、大体そうですね。一郡に一つぐらいですか。

○松本事務官 大体予算では一郡に15・16という案でありやす。実際蓋を開けた結果は、少なくなつております。一郡市に一校ということになるのじゃないかと思います。

○淡路円治郎君 定時制の高等学校について、中心校が一郡市に一校、分校が一校というぐらいでありますね。

○戸田貞三君 定時制の高等学校の方がもつと数は多いと思うのであります、青年学校と高等女学校、その他実業学校の割合は……。

○牛山栄治君 学校数はまるで比べ物にならないと思います。…(中略)…中心校というのは、今まで定時制ということに关心がなかつた学校でありますので、むしろ分校が、定時制を非常に生かしている学校なのであります。

○戸田貞三君 職業教育の問題の中心は、この辺にありますね。

○淡路円治郎君 前の公立の青年学校は16,000校ぐらいあつたのでありますね。そういうのはどうなつてゐるのですかね。

○松本事務官 その施設は大概新制中学に使つてゐるということあります。その中の一部分高等学校で使っております。今申しました独立の高等学校……。

○淡路円治郎君 ついでに私立の方の定時制は……。

○松本事務官 現在私共知つてゐるところでは10校ぐらいはできてゐると思います。将来はそういう方面にだんだん殖えて来ると思います。

○淡路円治郎君 定時制高等学校というのは、私立の学校の場合には、会社の方面への趣旨の徹底が足りないところが随分あるのじゃないかと思うのであります。

○松本事務官 その点は多分にあると思います。一般にそういう趣旨の普及、徹底が足りないとと思うのであります。

○牛山栄治君 高等学校の設置の基準が初め喧しうございまして、私立の方で熱心に希望しましたが、その後消されてしまつたの

が多いのであります。…（中略）…東京で今、定時制でやっているのは共同印刷のそれが独立してやつております。日本印刷の青年学校辺りも随分定時制高等学校に切替えようとして、努力しております文部省にも、東京都にも陳情したのですが、どうしても許されないのであります。やはり資本的力がないのであります。松山にもできましたが結局抹消されてしまつたのであります。その生徒はちりざりになつて就学の機会がなくなつたのであります。この頃は生活が非常に逼迫いたしまして、学資を稼ぎながら高等学校のコースを終ろうとするものが非常に多いのであります。

○淡路円治郎君 今新制中学校を出まして定時制の学校に入らなくて、そういうふうな直ぐ勤労生活に入るといふような人の数はどのくらいありますか。

○牛山栄治君 就学する者が非常に多いと思います。今年なんか特別に学校も6・3の3を終つたら、その上に進むのが本体だと言って非常に奨励しておりましたが、私の近所の子供は殆どみな上の学校に行っております。三分の二行っております。

○佐野利器君 それは東京だからでしょうね。

○牛山栄治君 そうでしょう。地方では交通機関に制約されて、事実勉学の機会は全然失つているということです。

○淡路円治郎君 中等局の方には全国的な見通しはありませんか。

○松本事務官 東京は分りますが、地方は分りません。

○淡路円治郎君 定時制の高等学校というのは、大きな断層になつてゐる感じがいたしますね。

○戸田貞三君 幾ら沢山と言っても義務教育を

終つたものの三割程度であります。そういう学校に行く者は多くて三割五分程度でしょうね。

○牛山栄治君 昭和21年の統計が、丁度中学に行くものが百人中、確しか7人、高等女学校に9人、実業学校8人、全体で百人中24人が旧制の中學に進んだ者であります。それが今度の学制で昼間のコースに行く者はこれは少なくなると思います。私は今までよりも夜のコースに行つたり、定時制に行つたり、6・3・3制の方の夜のコースに行く者は多くなると思います。

○佐野利器君 前の中学校より今度の新制高校に行く者は相当少くなると思います。

○関口泰君 今度は中学だけで終るというのが多くなると思います。

以前は小学校を卒業した子供じゃ何にもならなかつたのであります。だから漫然と中学校へ入れるということが多かつたのです。今度は満15才になりますから、働きますから前の中学校より見た場合には少くなると思います。

定時制高等学校問題は、この質疑では旧制度下の青年学校の実態との比較で、その普及が余りにも小さいことが強く意識された。そして各委員は特に敗戦後の経済状況では、全日制よりも定時制課程に進学すると予想し、定時制高等学校の実態に強い危機意識を持ったのである。各委員のかかる事態に対する改善策の中で、戸田委員の発言、「職業教育の問題の中心は、この辺にありますね。」は、きわめて注目すべきものである。と言うのは、この発言が教刷審第30回建議の定時制高等学校即職業高等学校に発展するからである。

しかしこの戸田委員の発言が、如何なる論理に基づくものであるかについては、上記の発言からだけでは明らかにできない。従つて、この問題の解明は後に言及することにしたい。

その第四の質疑は、学校職業教育と学校外職業教育との関連に関する問題である。この問題は又定時制高等学校のあり方とも密接にかかわる問題でもあつた。第一回委員会はこの問題について、次のような質疑を行つている。⁸⁶⁾

○佐野利器君 幼年工の授業ですね。昼働いている幼年工が夜学ぶというのに、この定時制高等学校がいいのか、それと違った形のものがいいかということあります。

○淡路円治郎君 そうです。昼何と言いますか、労働時間のうち現場で働いて野放しでやつておりますし、そういうものを是非計画的にやらせるということあります。

○牛山栄治君 近頃工場に行くと、働く年少の者をどういう感覚を持つた人間に育て上げる雰囲気にあるかということは、リクレーションの方は相当熱心であります。教育の方は前よりも薄いという感じがするのであります。地域的なクラブなんかあればいいのですが、又学校という形のものがあれば教育の機会が濃厚になるのであります。ただ構わないで置くとよい指導者といふものも全然なくなつて来ると思うのであります。

○佐野利器君 新制中学を卒業して、そして工業に入つても、これを採用して授業をさせるということは、定時制高等学校の分教場がずっと拡がつて来たからいいように思います。そしてこうでなければいかん、

ああでなければいかんというようなことを余り喧しく言わないで、割合簡単に分教場が作れるようになります。

○牛山栄治君 一部落に一校ぐらい、その教科課程を、そこに何年間おれば80単位は取れるというようにしては…。

○関口泰君 先生の移動教員団というものを作るということは、定時制の高等学校をやって行くのに必要だと思うのであります。それから今までの定時制高等学校は勤労者のためであるけれども、勤労教育というか、職業教育じゃないのじゃないですか。一般教養的なものが割合に多いので、職場で要請する点は技術教育の方が多いんじゃないでしょうか。

○淡路円治郎君 (川口市では一引用者注)、町内単位で鋳物工場の教室を持ち、そして工業組合の事務所に巡回教師を置いて町内自体の教室を有する。これは結局各町内の工場の一部を使いまして、そうしてその町内の18なり、20人なりの生徒を集めてそこへ先生が来る、こういうふうにしてやるというのであります。そういうやり方は定時制高等学校の範疇に入らないで非常に苦しんでおります。

○佐野利器君 今の分校はどうですか。分校は自由を認められるのですから…。

○関口泰君 分校のこととは初めて伺つたのですが一つ説明して頂けませんか。普通の分校とは違うわけですね。

○松本事務官 今お話になりました分校舎が非常に作り易くする案でございますが、分校は設置基準によりまして非常に作り易くなつております。

○関口泰君 今の淡路さんの……、分校でや

ればやれるでしょう。

○淡路円治郎君 施設なんかで引掛っている
のでしょう。

○戸田貞三君 その施設を管理する側において
引掛っているとまずいのでしょう。

○淡路円治郎君 この間から川口の青年学校
の話を聞いておりますと、こういうことで
あります。詰り町の中に青年学校があつた
が、生徒は工場が引けると映画を見に行つ
たり遊びに行くという人が多い。特に技術
教育を中心にしてやるとすれば、職場の人々の
事業主が、管理者というものが青年をみる、
ところが分校になると中心校が教育的の責
任を全部負う、各事業主は、先生が来ても、
よそから人が来ると自分の方針でなかなか
教育することができない、各職場職場で自
主的にやれる仕組みにしてやれば信頼して
やれるということを言っておりました。

○佐野利器君 こうなると運営の問題であり
ますね。

○淡路円治郎君 工業組合が中心校を作つて
各町毎に分校を作つて行く、分校というよ
りも、むしろ分教室を作つて行く、そし
て町全体として財団法人を作つていけばい
いのありますね。

○大照事務官 そうです。個々の分校が財団
にならなくても…。

○松本事務官 そうです。その財団が責任を
持てば…。

○淡路円治郎君 それから公民館で定時制の
分校のようなことをやつているようなところ
はございませんか。社会教育課の方には
ありませんか。

○角田事務官 そういうことはないと思いま
す。

○淡路円治郎君 何か公民館をもっと使えそ
うな感じがするのでありますかね。

○戸田貞三君 職業教育をやるのには如何な
るやり方が一番能率がいいか。例えば学校
工場のやり方でやるとして、余計にそういう
能率がよく上るようになつたからと言つ
て俸給がそれに伴うということでないと子
供がそこに来ますか。私はそれを一番配
するのです。それはある少数の者は来ても
無意味じゃないか。非常に意味がないので
やはり百人の子供のうち、30人ぐらいは
普通タイムの高等学校に行く、そして
50人ぐらいはパート・タイム、ところが
現在の状態では100人のうち10人ぐら
い、なかなか来ないということであるけれ
ども来るようになりますはどうしたらいいか。

○牛山栄治君 問題は予算との関連で、国が
予算を取つてそういうふうな教育の組織か
ら離れてしまつた青年を引き入れようとす
る方針を取れば来るようになると思うので
あります。今のところはむしろだんだん
と実情上止むをえず来ているという印象が
強いのでありますから前よりも悪くなつて
いる。

○戸田貞三君 教育を受けるということは人
間としてそれが得になるとか損になるとか
いうことは別問題として、教育を受けるこ
と、それ自身がいいのだ、理屈はそうです
が、何かそういうことをやつたら何かある
のだということにならんと來ないと思うの
であります。

○牛山栄治君 それは高等学校と全く同じ資
格が与えられますので前よりも形において
魅力が出て来たのであります。何かこうも
っと技術的な、生産と本当に附着したよう

な形で組織も考えられるようにしたらいい
と思うのであります。

○戸田貞三君 私立の青年学校みたいなもの
が、或いは私立高等学校の分校といふよ
うなものにして、そしてそういうところに、
工場で働いている人が入って来ると、それ
が工場全体の空気の上に非常にいいから、
又能率がよくなる。そういうようなことを
考えて、そしてそういうものが植えるよ
うにすれば生徒は多く来ると思うのであ
ります。

○関口泰君 今6・3制で手一杯で高等学校
の方に力が廻らない、力の入れ方が足りな
いというところはないのですか。そ
のため、この定時制高等学校一般が何か
力が…。

○松本事務官 定時制高等学校につきまして
は、今仰言いましたように多少地方の熱が
入らないということよりも、むしろ昨年度
の予算の状態が暫定予算で違れます。実
際定時制の開校は大多数が9月ということ
になつております。従つて昨年度は正常な
状態ではございません。

淡路主査による「学校（中学校のこと、引
用者注）を出て職場に入った人達の教育が定
時制の高等学校でやるのがいいか、職場で各
企業が何か特殊な方法でやるのがいいか」⁸⁷⁾
の問題提起は、学校職業教育と学校外職業教
育の関連について、原理的な論議を惹起する
ものであった。しかし上記諸発言から明らか
な通り、各委員は、この原理的な問題に言及
することなく、ただ定時制高等学校制度によ
つて行なわれるべきことを発言するにとどま
つた。従つて、各委員の発言は、分校制度の

活用、定時制課程の教科課程の再検討の提言
の域を出ることはなかつた。

このように第一回委員会での質疑は、各問
題について、特に深い論議が行なわれたわけ
ではない。そこでは教刷委第94回総会での
諸発言及び文部省当局からの諸情報を踏え、
各委員が思いつくままに発言したものであつ
た。ところで、各委員のかかる発言は、第二
回以降第五回委員会までの現場教育関係者か
らの事情聴取後において、どのような展開を
示すのであろうか。この疑問を解決すること
によって、(1)当時の現場教育関係者が、職業
教育との関連で高等学校制度の問題をどのよ
うに捉えていたか、(2)各委員はこの証人の問
題提起に対し、どのような改革意識を持った
かを明らかにしたい。

佐藤北豊島工業高等学校長は、昭和24年
4月30日の第二回委員会において、工業高
等学校の現状を次のように説明する。⁸⁸⁾即ち
まず第一に全国工業高等学校長会の推計によ
つて「生徒数の減ったのは1452校で1,420
人というような減少になっております。」と
述べ、「工業学校の生徒は非常に減っております。」と指摘する。そしてその第二にその
原因として、(1)社会情勢の変化、(2)教育行政
上の問題、(3)大学進学問題、(4)学校当時者の
問題、(5)総合制高等問題をあげる。その証言
を示すと、以下の通りである。⁸⁹⁾

(1) 社会情勢の変化

経済界の非常な激変であるとか、激変であ
るばかりでなく非常に不安定の落着かないよ
うな状態になつておあり、而も工業ならば何工
業に志望するかというような確実な志望を立
てかねるというようなところもあると思ひます。

卒業生の待遇が従来は工業方面に従事した場合は工業の卒業生は相当その待遇がよく、普通課程の卒業生よりも、その待遇がよかつたものであります。それが最近は余り違いません。

6・3制の実施に伴ないまして、その卒業が1ヶ年伸びたわけがありますが…(中略)…工業等を志望する家庭は大体資力がそう豊かでないものが多いのであります。……(中略)…それが1年延期した為に、今年などは先程申しましたように夜間課程は非常に増えたのですが、旧制5ヶ年で非常に沢山の生徒が一旦卒業しまして、夜間の方に移つたのであります。

(2) 教育行政上の問題

最近の工業学校の、工業高等学校の教育というものは、非常に不完全なもので、教育の本質的な見方からしますと、非常に整っていない部分があるのであります。それから実習等に必要な資財等は殆んど予算の関係とそれから材料そのものの関係その他から殆んど絶望の状態であります。本質的な教育は、工業学校のその特色を持った教育というものの実施が困難であるというふうに考えられるのであります。それから教員数はこれは非常に不完全であります。…(中略)…その教員数が少い為に十分な実習指導ができない、こうしたことになりますと、やはり工業学校の権威に拘りますというようなことで、どうせろくな工業教育を受けられないならば、寧ろ学校に入るならば、リベラル・コースの学校のがいいのだ、又工業に行くならば、寧ろ工芸か或いは工業訓練所に進んで行った方が、その方が却つてしっかりした技術者になれるというようなことが段々いわれて、本当に工業と

いうものを、工業の技術的面を考える人等は、そんな考えを起す必要が多くなつたのであります。…(中略)…更に私はここに甚だ失礼だと思うのですけれども、行政方面などにも多少認識不足のところがあるのじゃないかというように思うのであります。そういうことになりますと、校長も教員も非常に消極的になってしまい、なんと言つても駄目なんだ、再々の要求は通らん、或いは無理して貰えんというようなことになりますと、非常にその絶望的になり、匙を投げる、こういうようなことが生氣を失つてしまうようなことがやはりあるかと思うのであります。

(3) 大学進学問題

工業学校その他の実業学校に入つておつては、大学進学の道は殆んど見込みがないというような行過ぎた一般社会のそういうたった考え方がある。兎に角、普通課程の方に行つておれば、将来大学にも入れるのだからというので、人情として父兄も子供も将来に望を託してとにかく大学進学に便利な普通課程を選ぶというような考え方を起すと思うのであります。

(4) 学校当事者の問題

それは大体戦後、特にそういう傾向が濃厚であると思うのですが、教員の熱意が乏しいということ、どうしてもこの工業人として立派なものを養成しなければならない。それにはどうしたらよかろう。いろいろな困難を克服してその教育の素質低下を防ぐ、寧ろ向上を図るというような研究心とこれに対する熱意というか、教員の信念から生れるこの指導力、要するに学校当局の指導力が鈍つて来ておるという問題があると思うのであります。

学校の職業指導によって、そして間違いなく本人に最も適当したその工業コースを選んで来ているというようなところは、一般的にはまだまだ行っていない。この方面を大いに重要視して貰う必要がある。こういうような感じがいたします。

(5) 総合制高校問題

これはまだその結果を論ずることは早計だと思うのであります。良い点もないわけではありませんが、現在の総合制を実施されました学校当事者の声を聞いて見ますと、この工業というようなのが一部面になりますと、学校の校長が工業の出身であるかないかということは、これは私はどちらでもいいと思うのであります。とにかく工業には非常に複雑性があります。特殊性があります。いろいろな要求があって学校当事者が、学校長がこれに応じて行くということは、非常に困難らしいので、結局その工業のコースに対しては非常に冷淡である。時間の割き方が非常に少ない。こういうようなことから工業の教員は非常に意氣消沈している。つまり、非常に消極的になっている。これは単に総合高等学校の校長だけを云々してはいかん問題である。こう思うのであります。そういうようなことで、而もこの実業高等学校の教育は、どこまでもその目的に向って徹底した教育をする必要があるのであります。必ずしも時間数をそれに余計さくというのでありませんが、そうした教員の熱意をなくすようなことは重大問題である。この点は国家公路の方々に十分関心を持って頂いて、そして総合制に対する御意見を明らかにして頂く必要があるのでないかと思うのであります。

佐藤証人はかかる証言の後、さらに各委員の質問に答えて、それぞれ次のような見解を表明している。⁹⁰⁾ 即ち、高橋隆道委員の工業高等学校入学志願者に関する質問に対し、「私の方の学校は本科ではやっと募集人員に対しまして、昼間は二次募集いたしませんが、その他の工業学校はどの工業学校でも平均半分に行かない、募集人員の半分というところであると思います。工業の方は…。」

淡路委員の「現在の時間数で、あなたがお考えになつていらっしゃるような工業教育…盛り込めましょう。」の質問に対し、「これは大問題であります。これが研究の中心点でなければならんと思うのであります。工業高等学校の技術者養成の、高等学校としての一般的な目標はよく分ります。分っているつもりなのですが、御承知のように日本の本当の中堅技術者の養成をどこでするかというようなことが、まだはっきりしていないと言えば言えるでしょうが、いわば私共の工業高等学校の教育にかかっているのじゃないか、こう思うのでありますが、そういう観点から見まして、あの時間数で、そして中堅技術者、将来中堅技術者としての適当な要素を養つて行くということを考えて見ますと、我々古い考えに捕われる部分があるかも知れませんが、これをいかにして少い時間数で質を低下しないようにして行くかということが重大な研究課題、これは一つの方法としては、まあ38単位の一般高等学校の単位はそれなのであります。ミニマム30単位というのが工業学校にあります。本当に機械ならば機械のうちの、更にそれが機械工作の方に行くためにどういう将来のコースを考えて、どう

しても共通のものはこれだけはやらなければならぬ、最小限度に止めて、そうして今度は17単位というものは、38単位から引きますと21単位が残りますが、21単位は機械工業なら機械工業のうちの自分はどういう方面に進むかということをもう一步研究させて、そうしてその人が自分の進む針路を中心とした学科、課程の選択を、詰り重点的に選択をやらして、そうしてその元のコースとしては、その元の教養としては、従来よりも質が低下していない、ある意味においては、これがむしろ一步進んだ教育になっているというようなところまで漕ぎつけたい。こう思ってやっているわけなのですが、なかなか資材面や、その他教員や設備の面等で困難がありますが、併し研究によつては道がないわけでもないと思っております。」

さらに「実習、演習等は実際上どんなふうにやつているのですか。」の質問に対し、「これはもう実情を眼の当り本当に申上げるよりも見て頂かなければならんと私は思うのですが、どうも私共の口からいろいろな点で言い難いところもあるのであります。」

高橋隆道委員の「工場とかそういうものと学校との連絡はどうですか。」の質問に対し、「学校は設備がありましても資材がない、まして設備もない、これは工場と何とか連絡を取りたいというようなことで苦心いたしております。当局の無理解といふようなことも私はやや感ぜられるのであります。その一例を探りましても、私は兵庫県の工業学校の校長並びに教員の総会があつた節に、校長から、我々は今学校で実習ができないのだ、それで

工場を何とか利用したいと思う。については当局も、この工場を利用するにしても、ちつとも費用がかからないようにもできないので、工場を利用するにしてもできないので、工場を利用するにしても多少実習費というものを見て貰いたいと言つた。そこに当局からも来ておりましてそれを一躍してしまつた。……（中略）…

最近は文部省方面でも御指導下すつているのであります、実業教育は社会の必要性に裏付けられないものは殆んど意義がないと言われておりますが、とにかく我々の養成している生徒が、時代の要求に、社会の要求にぴったりとそわいということは、これはまずいのであります。どうしてもそういう方面からも実業界と緊密な連絡を取つて行くということは必要なのであります、そういうことは学校方面でも考えているわけなのであります。」

佐野委員の「初めから4年ぐらいの、今の3年だけ年限を延ばして、最初からそういう工業学校にした方がよいという御意見なり、運動がありますか。」に対し、

○佐藤証人 あります。意見はありました。

明らかにこれを主唱している人があるのであります。又私共のこの工業学校長側にもあるのであります。

○佐野利器君 詰り、今の専攻科を利用して制度を変えて、やはりとにかく、実業教育が4年でやるとか、若しくはそれ以上でやるとといふようにやるということが大望ましいと思うのですけれども…。

○佐藤証人 工業教育の本質の事柄を考えれば、どうしても4年間は必要だというふうに考えておりますが、或いは社会情勢、そ

の他の一般的な条件をずっと検討して見ますと、やはり普通課程のものも、3年で高等学校といふものは一応終了するということになりますと、工業も3年がよくはないかということを言つてゐる。討論したわけでもなし、結論を得たといふわけでもありませんが、そういうことになつております。

○関口泰君 只今では設備も不完全ですし、教員も不足だといふような状態においては、どうも中堅技術者は3年の高等学校では養成できないけれども、若しか教員の質も量もちゃんとして来て、それから設備もよくなつて来れば、3年でもよいということは言えませんか。

○佐藤証人 それならばこれは本当によくなつて来ると思います。今は非能率的になつて来ておりますから、設備と教員の点において教育的な能力、ただこれまでそういう経験とか、実習とかといふようなものをやりませんから、何のことやらさっぱり不徹底なのであります。教育をただ工業教育と称してやつてゐる実情でありますから…。

○関口泰君 それでは工業教育においては4年必要だということになるのでありますか。

○佐藤証人 私共から言いますと、それは一年延せば延ばしただけのことはきつとあるという感じはいたしましてゐるのですが、いろいろなことからまあそんなに学校に止めて置くわけにも参りません。先程も申し上げましたように工業を志望する家庭は大体は一刻でも早く、この実社会にて働きたいといふ家庭が大部分なのでありますし、それで年限もそういうようなことで余り長くはできないといふうに考えてお

ります。

さらに淡路委員の「現在の制度でも1年延期できる可能性があると思いますが、そういうことをやっておりますところがありますか。」の質問に対し

「専攻科ですね。東京都にて195の学校に2年の専攻科を置くということになつております。これは私達19の工業が集つて専攻科に対するいろいろな打合せをいたしましたのですが、恐らく工業を卒業して専攻科2年に入ろうということは全くあるいは、こういう見方であります。まだこれはやつておりますから何とも結果については分りませんが、そういう見方をしてゐるわけであります。リベラルコースの卒業生が来るのじやなかろうか、そういうふうに見ております。そうしますと普通課程の高等学校卒業生に対する専攻科の工業教育というものはどんなものでなければならぬかということになりますと、工業学校の卒業生とはおのずから変つて来るのじやないか。」

佐野委員の「実業学校の普通科の先生というのは中学校の普通科の先生から見ると見劣りがあったというように思われるが、今日新制高等学校にしてもやはり、それは改まりませんか、改まりつつありますか。」の質問に對し、

91)
「普通科ですか。やはり今村さんのおっしゃったようにどうしても何ですね。できることならばリベラルコース、高等学校の教員になりたい、という希望を持っておる者は大体において言えるのではないかと思いま

す。」

戸田委員の総合制高校実施に伴なう具体的な問題は何かの質問に対し、

○佐藤証人 工場の方にも関係があります
私は単独制が望ましいということは、大きな学校でも小さな学校でもその果しておることはそれは関係がない。小さくとも大きくとも単独性が望ましい。こういうふうに考えております。それは結論的に申しますと、生徒数が大体減る傾向にある、工業ならば工業の生徒が大体減る、総合制になりますと今まで実業の生徒もつい普通課程の方に移るようになる。単独になりますと、工業なら工業としてずっと卒業するが、総合制になるとその生徒が普通課程の方に移る傾向になる。これは予想ではありません。現にそういう学校が東京都内においても沢山実例があります。それから地方においても、そういう学校が非常に多い。それから又工業、今日質が非常に低下しているように思います。それはどうしても一つは、教員は同じ学校の教員ということになる。工業高等学校として存在いたしますと、どうしてもこの学校の重点は工業教育にあるんだということで相当教員としても意識を感じると思う。総合制となるとどうしても教員が普通課程の教員より、存在が弱められるというよう、それで工業の人などは、むしろ会社の方がよいんだ、学校の教員はつまらん、こういうことになって、優秀な工業教員を集めることに影響があると思います。それから設備等におきましての質が落ちることは、教員の面はそうですが、又学校の運

営の面から見ても、先程ちょっと申上げましたが、どうしても学校には特殊性があります、それも一々単独の学校のように工業に微に入り細に入り指導し、計画を考えることを実施に移して行くという点において非常に不備がある。こういうふうに思いますので、私共は何とか方法があれば、これは総合制よりも単独の方が望ましいのではないかということを考えております。

○牛山栄治君 只今のお話しでよく分りました。単科大学より、総合大学の方がずっと学生のためにいい。学問の発達から見てもその方がいい、これは大学において常に言われたことですが、高等学校において、それが丁度今の御説のような反対の傾向になるということ、実業家の優秀な先生がそこに落着かないということになりますね。

○佐藤証人 私の方はそういうようなことになると考えております。それが大学と高等学校方面とは非常に性格的に違うのは、社会の実情から見ても非常に違うところがあるのではないか、大学の先生なり、大学の先生それ自体、非常な社会的権威を持つ工業においても、普通科においても、医者であっても、或いは特殊な専門家、本当に専門的な権威を持っておると認められておると認められておる存在である。高等学校は必ずしもそうではない。高等学校の教員といふ存在に必ずしも非常な権威を寄せられそれが重点的になっているとは考えられないと思います。それから生徒が知らず知らずの間にそうした円滑なる常識というか、視野が広くなり、その人格の陶冶に便利があるということは総合制を持った場合の特徴として決して認めないわけではない。總

合制は教育的な本質的な見方から相当特徴はあると思っておりますけれども、どちらを選ばなければならんかという結論に来た場合は、どっちの特徴も十分に残して行くことができますれば、どっちにしてもよろしいと思いますが、日本の情勢から見まして、現在の情勢から見まして、そういう両方の特徴を十分に生かすところの総合制というようなことも困難ではないかというようなことから、私は目下としては単独性が望ましい、こう思っております。

以上のような佐藤証人の証言あるいは答弁は、ほぼ同様に今村第三商業高等学校長及び山本都立園芸高等学校長の発言にもみることができます。⁹²⁾ これ等の発言によって当時の職業高等学校教員の問題意識を要約すれば、それは次のようなものであった。即ち、その第一は高等学校教科課程（第二次教科課程）に対する欲求不満である。佐藤証人はこのことを「あの時間数で、そして中堅技術者としての適当な要素を養って行くということを考えて見ますと、我々古い考えに捕縛される部分があるかも知れませんが、これをいかにして少い時間数で質を低下しないようにして行くか」ということが重大な研究課題」（傍点引用者）と証言する。その第二は総合制高等学校制度に対する否定的な態度である。今村証人は上記佐藤証人と同様、このことを「総合高等学校にゼネラル・コースと商業科と一緒に置くということはどうしても商業教育の能率を上げるという結果にはならない。こういうような結論を申上げても言過ぎではないように考えております。そういうような見地からいたしまして、どうしても商業学校は単独な学校として残す

ことができますように有力なる委員の先生方から御指導、御援助をお願いしたい。」⁹³⁾ と証言している。その第三は実習教育・専門教育重視を主張したにもかかわらず、職業高等学校教員はその問題を修業年限延長という形で解決しようとは考えなかつたことである。教刷委メンバーは「実業教育が4年でやるとか、若しくはそれ以上であるとかいうようになるということが大変望ましい」と考えていたが、しかし佐藤証人の答弁のように、「普通課程のものも3年で高等学校というものは一応終了することになりますと、工業も3年がよくはないか」と考えていた。淡路主査は職業高等学校教員の以上のような証言を捉えて、後に「結局、元の実業学校に返したいといったような御気分があるよう伺えた」⁹⁴⁾ と発言している。

第二回委員会は、以上のような工業、商業高等学校長からの事情聴取をした後、さらに定時制高等学校問題について、公立桑原高等学校の今川高校長及び私立共同印刷高等学校日下部高校長から事情を聴取している。時間上の都合により、前者からは証言だけが、又後者からは証言と簡単な質疑が行なわれただけである。それは以下の通りである。⁹⁵⁾

○桑原証人 23年から大体実験的の措置といった方向を以って終ったんですが、この定時制課程は大きく見ましても、本当に今まで勤労青年が袋小路的な恰好から解放されまして誰も等しく教育を受ける機会を得たというわけあります、非常に勤労青年、國よりそういう方面にある我々としても喜んでおるのであります。こういうような現在の状況から見ましても

客観情勢が非常に我々の日常生活の家庭にでも、経済的に逼迫しておるというような現状でありますて、東京都におきましても、本年度、24年度の当初におきましては、大体1万人、250学級増加をしなければならないといったような現状にあります。昨年度東京都の夜間課程定時課程をみると、19,000幾らという約20,000人近い生徒であります、これは大体30,000人になるというような現状にあります。今まで日本の教育が本当に一部の者ののみの教育であったというような方向を辿って来ていたのであります、本当に日本を文化国家或いは平和国家として再建するという基礎になるべきものは、その勤労青年の教育の面に懸っております。我々といたしましては、どうしても青年層の殆んど大部分を占めるところの勤労青年の教育を実現させないかん、つまり彼等に本当の民主的の精神、或いは一般水準を高めなければならんというような見解を持って、我々の仲間はこの教育に従っておりまして、この点において我々心配いたしますのは、本年度予算であります、文部省の要求額は7万7,000人の専任教師、この要求に対し1万2,000人で切られてしまった。…(中略)…もう一つは勤労青年は一日中労働に従事し、本当に疲れた体をして真面目に勉強しようという心掛けを持っている者に対しましては、設備は昼間以上に充実したものを持たなければならんのに、設備費というものは絶対値になってしまふ。これは大きな問題であります、…(中略)…私共としては計画が本当に頓挫したような状況であります。…(中略)

この敗戦の今日におきましては、働きつつ学ぶというのが本当の姿ではないだらうかというような感じを深くしておるのであります。そういうことを考えますと、必然的に夜間が本年度は大量的に増えて来るけれども、まだまだ定時制の課程というものはどういうものであるか、等しい内容を持ち、等しい資格を持ち、学問の機会の均等、或いは門戸の解放という前にもっともっと啓蒙宣伝しなければならないのではないかという感じを我々は持つておるのであります。こういうように定時制課程は出発したものの内容の整備ということを今後一層充実しなければならない。私達、最も苦心しているところは、量的面におきましては勿論、同等の自信を与える、同等の資格を与えるのでありますけれども、我々といたしましては、短い時間において如何にしたら昼間の高等の課程と同等の資格を彼らに与えてやつたらかいかという点に最も苦心をしておるのであります。…(中略)…

それでもう一つは同等の資格を勿論与えられておるのでありますけれども、併し機会均等の面におきましても、本当に実質的に機会均等の面を与えて貰いたい。というのは官立大学の全面的夜間開放というのが各地に叫ばれておるのであります。…(中略)…官立大学に行く場合に、殆んど今大阪に一校あるだけである。全面的に開放されていないのであります。…(中略)…

25年度或いは26年度ぐらいには全面的に各講座を夜間に開放して頂きたいこと、こういう希望を持っているのであります。

それからもうひとつは今大体独立校というものは全国には数えるしかありませんけれ

ども、客観情勢がこうなりますと、昼間におきましても自由に勉強できないのであります。…(中略)…やはり夜間におきましては、照明問題とか、給食問題とか、いろいろ昼間以上に設備を要する点もありますから、或いは昼間を主体とした校長さんはあるんありますが、その勤務におきましてもなかなか夜間まで目を通して頂くことの先生方の努力は大変だらうと思います。…やはり、学校の長というものは夜間にも勤務ができるような態勢において昼間と等しく、生徒によくタッチする機会が得られるような方法をとらなければならんという考え方を持っております。更に都市においても、設備充実したところにおいても、都市の定期課程におきましても学校の特有のものを持たなければならん、こういうような考えを持っております。…(中略)…

私の学校は丁度神田駅の前であります、やはり勤労青年の教育機関というものは、職場と家庭それに交通の三つをうまく組合せた地点になければならない…(中略)…

私の方の学校におきましては、昨年度から総合制をとっております。…(中略)…なぜこういうような総合制を夜間において考慮するかと申しますと、一つの学校に総合的な科があれば、その勤労青年は遠くまで行く必要がないというのが出発であります。…(中略)…夜間は僅かな時間しかないのであるから、一つの学校において総合的に運営すれば時間的、肉体的に非常に勤労青年に便益が蒙むったことが多いのであります。大体夜間においては二つ位の課程は置いていいのじゃないか、こういうように考えます。

○日下部証人 勤労青年の教育というものは殆んどまあ無視すると言っても過言ではないと思います。現に定時制の高等学校制は布かれたのですが、それは一部の都市において若干行なわれておる。桑原先生の前で甚だ失礼ですが、定時制の高等学校の実際というものは、なきない状態である。かくのごとくして現在、勤労青年というものの教育こそ最も大切であると思うに拘らず、これらの教育というものは実情は無視されておる。これは甚だ残念だと思います。工場、会社におきましても現在高等学校になったというものは僅か5校しかありません。それから技能者養成あるいは各種学校というような形で残っておるものか、全国で私の手許に来ておるもののが131ばかりであります。…(中略)…工場、会社に何故高校ができるのかということは御承知でもございましょうが、工場会社というものは営利というものが第一の目的なんでございまして、今日の工場、会社というものは独立の採算をとれるところは少なうございまして、又独立採算がとれても殆んど組合の攻勢に圧倒されまして教育をするというような余裕がない、先程工場利用のことについて佐藤先生からお話をになりましたが、御尤もなことで、ただ工場を貸してやる、教育をする余裕のある工場はありません。金を貰ったところが、非常に工場としては困りますから、況んや工場自身も工場の設備を利用させるというような、そういう慈善家は先ずないと思います。…(中略)…併しながら近頃大部立直って参りましたのと、どうしても工員の教育をしなければならないというので、こういうこ

とが資本家に分ってきたようでございましてぼつぼつその何らかの形で教育機関を設けたいという気運が動いております。このことは私非常な喜びとするところでございます。もう一つその工場関係の方で願っておりますことは、技能者養成というものなりの教育が高等学校の教育と連携ができるものか、即ち或る単位は高等学校の教育として貰えないかというようなまあ念願があるのです。…(中略)…

(定時制高校を振興するためには)、先ず位置を考える。第二は先生で今言ったようなどうもここは立派な先生が見えるけれども、公立の方でずっと上っていった人で担当能力のあった人を教育しているので、頭は違っている、どうもこういう勤労者に対するところの同情がないと思う。先生を廻すにしても二流の先生を廻している。そういう人より以上の先生を廻さねば効果がない…(中略)…。第三の理由は金がかかるということなんですが、聞きますと転校すると、金をとられるそうです。…(中略)…授業料も定時制のものは相当とられる。これは一つ上の人の頭を替えないかん。もう少し安く勉強させて貰わないかん。こういうものは金のいることだから、こういう点について定時制を大いに改善して貰いたい。そして会社、工場が立てられなければ、定時制高等学校を利用する。利用させるようにして貰いたい。

○高橋隆道君 3ヶ年のやつを6ヶ年に長くして、半年は同じ工場にある、半年は学校に帰して授業をする、又半年は同じ工場に入れると、ぐりぐりローテーションをやっても何でしょうか、工場はやはり困るでし

ょうか。

○日下部証人 それは困らんでしょう。そういう一つの組織をすれば或いはいいことでしょう。ただ長くなりますと面倒ですし、経費もかかりますし、交替制でもやってゆけば、大きなところならできるでしょう。

○高橋隆道君 これは一つ会社によって違うでしょうが、そういう際学校から先生が時々行って、工場に働いている者に教育するのを工場は嫌いますか。

○日下部証人 そんなことはありません。嫌いません。私共ずっとやっておりますが、そんなことは嫌いません。むしろ権威ある人のいろんな説を聞いたらよいが、職工などわけの分らんやつは喜ばないのであるかも知れませんが、特殊なもの、立派な方が来て貰うときは非常に喜びます。

以上のように定時制高等学校については、各証人から問題点が指摘されただけで、より深い質疑が行なわれたわけではない。ただここで注意すべきことは、教刷委メンバーが定時制高等学校、即職業高等学校と考えていたのに対し、証人は必ずしもそう考えていないかったことである。

昭和24年5月6日の第三回委員会及び同年5月20日の第五回委員会は、学校職業教育と学校外職業教育の関係について、それぞれ関係者より意見を聴取している。⁹⁶⁾まず前者の委員会においては、山口寛一氏(元国鉄工場課長)が、この問題について次のような見解を表明している。⁹⁷⁾

学校の何ですね、学校のうちでなさる職業教育とそれから詰りインダストリーと協力

してやることと二つの面があると思うのであります。…(中略)…インダストリーの方と協力してなさるフォアマンス・エデュケーションということについて、私の考えを多少申上げて見たいと思います。…(中略)…要するに日本じゃ学校と職場のコーポレーティブというものが殆んどないと言ってもいいのであります。…(中略)…もう少し現場とコーポレーションをやるというふうにして行けば、学校としても喜ぶし産業界も非常に喜ぶのじゃないかと思います。そういう方法といたしましては大体四つの方法が考えられます。一つは、大学のコーポレーティブ、…(中略)…一つはこの労働省辺りでやっております技能者の養成であります。この技能者の養成をパート・タイムでやること。…(中略)…もう一つは、第二番目の問題は職業教育であります、産業教育といたしましては、このフォアマンス・トレーニングといいまして、二つの方法があるのであります。一つはいわゆるエキステンション、大学のエキステンション、主として大学がなさると思いますが、大学がエクステンションをなさるということが工場側として非常に望ましい、…(中略)…フォアマンスの方法の普及としてその次にはフォアマンス・トレーニングのうちのコンファレンスの、これは第一のフォアマンス・トレーニングのリーダーを学校が出すということあります。…(中略)…その次は、これはちょっと先程お話が出ましたが、コーポレーティブの関係であります。これは工場に従事しているながら約半分の時間を学校で費すということあります。これはそうやさしい問題では

ないと思いますが、四つの方法があると思うのであります。…(中略)…それで今度は具体的にやる方法であります。コーポレーティブを直ぐにやるといったら、何事も楽じゃないと思いますが、一つは経済的問題と経済的補助の問題であります。これは皆さん御承知であります。アメリカのスミス法、その他二つばかりの法律がございますが、…(中略)…この法律によって今申しましたような四つの働きをする学校の先生の給料を文部省から出すという法律であります。その四つの方法に携わる先生のサラリーとして給料を出すという法律であります。…(中略)…そういった何か経済的措置を講じられることが必要ではないか。労働省でやっております技能者養成の委員会にも私行っておりますが、やはり使用者側といたしましては何かそこにうまみがなければならん、先生の給料も国が出して呉れるということになると非常に気分がよくなるのじゃないかということを言っておりますが、やはりこれは会社だけの一つの負担になるのじゃなくて、一つのパブリック・エデュケーションということで国家が出すことである。同時に職業教育を奨める一つの方法になると思うのであります。

それから、もう一つネックになると思いますのは、この教師の教育の問題であります。やはりティーチャーというかそういう者の教育をなさるということがやはり必要であります。…(中略)…もう少し教師の教育というものをしっかりとやらんと立派な教育はできない、ですから教師の再教育と申しますか、まあ日本には今設備も大体あ

りますし、先先きお持ちでありますし、立派な方ばかりでありますから、どの技術家さんも職場を離れて行く者には教育をやって貰いたい。

山口氏の証言はきわめて難解であるが、その証言の骨子は、(1)両教育の連携、(2)米国におけるスミス・ヒューズ法の様な法律の制定、(3)教員養成・教員の再教育の検討にあった。委員の質疑は、主として職業科担当教員確保に向けられ、それとの関連で現場工場技師の教員採用の可能性が論じられた。⁹⁸⁾ 又後者の委員会においては、堀江労働基準局監督課長は技能者養成との関連で、次のような見解を表明している。⁹⁹⁾

技能者養成の大体の仕組と：それから現在の実情と、それから労働省としての希望なり意見を御報告いたします。¹⁰⁰⁾.....
(略)...

それからその次に文部省の学校教育との関係で問題になっている点、それから我々の希望と申しますか、そういうものを簡単にかいつまんで申上げますと、要するに定時制高等学校とのクレジットの問題、これがよく問題になっております。というのは定時制の高校でいろいろな学科を習得したという場合には、この技能者養成のうち一部を済んだことにして呉れんだろうかという要望がある。それから反対に技能者養成の方といたしましても、その技能者養成の方で或る種の科目を修めた、それを修了したという者に対しては、定時制高校の教科課程のうちの一部をやはり済んだということにして貰えるだろうか、こういう希望が

あるわけであります。大局的に考えて見ますならば、我々の方といたしましても技能者養成の発展というためには、とにかくどんこの技能者養成がやり易いようにして、而もその内容さえ充実しておれば、この技能者養成の課程を終ったということにして行くということが、発展するための基礎になるのではないかというふうに考えます。又技能者養成の方で或る種の教科事項を修めたような場合には、定時制高校の方でその科目について認めて頂くということになれば、技能者養成の方もやはりよく発展するだろう。ただその場合にどの科目のクレジットを認めるかということはいろいろ問題がありますが、実習等につきましてはなかなかむずかしいと思います。関連学科等につきましては、これはクレジットがお互に認められるのじゃないか、そういう具合にお互いにクレジットが認められることになれば非常にこれは我々としても望ましいことであるという考え方を持っております。(証人との質疑)

○淡路円治郎君 それがやはり何ですか。定時制高校の認可を取って、その単位制でやらなければだめなんですか。

○文部事務官 喧ましく申しますとそういうことになるわけでありますね。つまり、定時制高校の教育の資格というものは、それから時間の関係35時間、そういうような時間の問題もあります。

○淡路円治郎君 私共は前に挙げました職業教育職業指導委員会、そちらでは定時制高校の規格に合わない、時間数が足りないとか、教員の資格がない、そういう場合にはクレジットに入れなくてもいい、いわゆる

- 実質的に或会社が技能者養成をやっている、例えば工業なら工業、物理化学なら物理化学がこちらの基準に合うように担当して、そして全部を教習しておる場合にはクレジットを認めるということをアドバイスしたのであります。
- 高橋隆道君 こういう特殊の職業教育をやつたら実際の高校でやる以上に、能力なりなんなりがよくなると思います。例えば電気の工場なら電気のことについて、クレジットを5単位なら5単位をやってもいいよう気がするのですが、どうもそこらがなんと言いますか、少し重要なことではないかと思うのであります。
- 淡路円治郎君 そこで何かその点についていい解決策を見出して頂きたいと思います。
- 佐野利器君 当然新制中学卒業生が、そして時間数は高等学校とどうなりますか。
- 文部事務官 時間数は一年について2単位になっております。3年間で6単位。
- 淡路円治郎君 体育は一単位ですから三単位ですね。それから関連学科が違いますけれども。
- 佐野利器君 大体相当少くなつて来ているわけであります。
- 淡路円治郎君 定時制高校の基準に合うような時間配置のできるものは若干あるのですね。
- 堀江課長 あります。
- 淡路円治郎君 そういう基準に合っているものを認めればいいと思います。
- 高橋隆道君 全部については無理だと思いますが、技術的な方面のことは5単位なり10単位なりというものは、やつたらいいと思います。寧ろ場合によっては新制高等
- 学校の技術方面のあれよりもいいと思います。
- 淡路円治郎君 パート・タイムの公立の高等学校で一般の勤労者が自発的に通つておるというような場合には、社会科なり、関連学科についての履修した分は技能者養成の方でそれをクレジットでなんとか認められるのですか。
- 堀江課長 それは今のような教育状態でいいということになるならば、当然認めていいと思います。
- 淡路円治郎君 例えば或会社が社会科なり或いは体育の方は定時制高校の方でやって貰い、自分の方では技能者養成の規定に従つて実技方面を担当する。両方を併せて技能者養成の方を考えれば、労働基準の緩和とかいろいろな特点が認められると思います。両方から歩みよれば解決の途はあると思います。
- 堀江課長 労働省の方ではそういう用意はいたしております。
- 佐野利器君 三菱とか、これとは別に定時制の高校を持っているようなところはありませんか。
- 労働事務官 ありません。
- 淡路円治郎君 大体大きなところでは工場の青年学校は一応御破算になって定時制高校になるかどうか決まらないところが多いと思うのであります。又定時制高校と技能者養成規定との関係も解決ついていないという状況なのであります。
- 佐野利器君 これは両方から行くのは面白い現象だと思います。両方から行ってどういうところに落着くか…。
- 淡路円治郎君 コネクションが着くような

措置をして置けば、それは何か将来一つにした方がいい時期が来ると思います。又別に発達させることも来るかと思います。今急にどちらということは決めないで、要するに両方が繋がりのあるような措置をして行くということになると思うのであります。

○佐野利器君 一般にこういうものは両方が使ってよく行くというようになればいいと思うのであります。

○淡路円治郎君 今両方一本になるのはいろいろの関係があってむずかしいと思いますが、むしろ附きいよいよにして、こういう教育は促進して行った方がいいと思います。どちら側でもその会社の実情において具合がいいように進ませて行くということになりますね。

○高橋隆道君 どうも何と言いますか、セクショナリズムを離れて文部省と労働省とで協力してやって行くといいと思うのであります、どうも両方に縛り争いがあって、円滑に行かないように思うのでありますが…。定時制高校は5年でも10年でもいいわけありますから、ぼつぼつと働きながら、一般の方は定時制高校で、技能方面は実際のところで取って行くということになれば、実際的の一番いい職業人ができると思うのであります。文部省としてもそういう気持があってもいいと思うのでありますか…。

○淡路円治郎君 自分の職場でいろいろ教わるというのありますから、他の学校に終業後に通うということとはちょっと違うのありますから、定時制高校のコネクションがつけば非常に養成工自身が有利であると思います。

○労働事務官 これは先程申上げました通り、大局的に見て要するに職業人として完成した、或いは根本から見て完成した熟練者ができるということが望ましいのでありますから、そのためには根本的な或いはお互いに関連のある制度を利用して行くといった方向に進むことが理想であると考えます。我々としてもそういう具合で制度が進めば、そのような制度にするように努力するという心構えは十分に持っております。この委員会通りでそういう結論を出して頂ければ非常に結構だと思います。

堀江証人の証言とそれに伴う質疑は、技能連携制度化問題が、昭和23年の教刷委第13回建議後、再度取上げられたことを示している。しかしあれわれはここで次のことに留意しておかなければならぬ。即ち、それは教刷委第13回建議では、技能連携制度化問題が主として高等学校の「教育の機会均等」の保障とのかかわりで論じられたのに対し、この第16特別委員会では主として「実際的の一番いい職業人」の養成の視点から論じられたことである。この微妙な差異は、後に明らかにする通り、教刷審第30回建議の技能連携制度化提案においては、教刷委第13回建議にみられた「教育の機会均等の趣旨に基づき」の字句の削除を結果するのである。

ところで、淡路主査は以上のような5回に亘る委員会での各証人の証言と質疑を踏えて、特別委員会の議題を以下のように絞ることを提案した。即ち、「問題はどうも新制高校のところにありそうに思えるのですが、新制高等学校といつても従来の実業学校が単独に転換した職業高等学校と、今問題になり

ました総合制高等学校，それから定時制高等学校，それから技能者養成と高等学校との関連の問題というものを取上げたいと思います。」¹⁰¹⁾と提案した。淡路主査のかかる提案に対し，各委員からは次のような意見が表明された。¹⁰²⁾即ち，高橋委員は総合制高校の問題解決のためには，「職業が今の青年から嫌われているのは何か原因がある」従ってその原因の解明が必要であると主張する。又佐野委員は「総合の善し悪しは単純に論じられませんけれども，総合にも相当いいところがあると思います。」従って「総合の方にもやり方が相当あると思うのであります。それらの研究も必要だろうと思います。」と提言する。佐野委員及び淡路主査は専攻科の設置との関連で，「4年なり5年なりのあのコース」を設置した職業高等学校制度の検討の必要性を提言する。又高橋・佐野委員は「新制の高等学校というものは，これは一種の完成教育というふうに解釈しているのであります。」従ってこの概念から職業高等学校の教科課程の再検討を提言する。

淡路主査の提言と各委員の意見は集約され，第六回委員会において高橋委員からはメモランダム¹⁰³⁾が，又事務局からは「新制高校の職業教育刷新」（決議案）が提出された。後者の内容は，次の通りである。¹⁰⁴⁾

第一 新制中学における職業科の教育は，新制中学の使命に鑑み職業に関する理解を促し，勤労愛好の精神を養うことにして主眼を置き，以て職業人たるの根幹を養い，進路選択の能力を備えしめること。

特に実業教育に墮すことのなきよ

う留意すること。

第二 新制高等学校の画一化を避け必要に応じ，職業教育に重点を置く独立校を相当存置すること。

総合制高等学校においても普通科教育を偏重することなく職業教育を尊重する措置を講ずること。

新制高校における職業教育を充実するため，必要に応じて一定年限の専攻科を設置せしめること。

新制高校における職業実習訓練を効果的ならしめるため，企業又は産業団体との共同組織を設けしめること。

新制中学と連絡を密にし，進学指導の徹底を期すること。

第三 定時制高校の教育を完成教育たらしめ，特に職業教育に重点を置き計画を立てること。

定時制高校の分校規程を緩和し，企業又は産業団体が容易にこれを設置し得るように改めること。

定時制高校と技能者養成所との連携を密にし，相互に融通の利く制度たらしめるため，労働省は定時制高校を技能者養成の一部と認め，文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与えること。

第四 民間企業又は産業団体における職業教育に協力するために，学校に聴講制度，委託教育制度，特別講座，開放実習場，巡回講師等の施設を設けしめること。

第五 新制大学及び新制高校に指導局を設け，専任の指導官を置き，常時学生生徒の厚生，保健並に進学就業の指導，斡旋，援助の任に当らしめること。

第六回委員会はこの決議案の内、第二の第3項及び第三の第2項について、それぞれ以下のようないくつかの質疑を行っている。¹⁰⁵⁾

(第二の第3項について)

○関口泰君 一体専攻科を設置せしめ得ることの年限が、これは新制高校の5年かね、その何でありますか。

○淡路円治郎君 新制高校は今の規定では3年、2年が延ばせるのじゃないかと思いますが…。

○佐野利器君 2年は延ばせるのでありますね。

○淡路円治郎君 延ばせることもできるのでありますね。

○関口泰君 新制高校として延ばすために、専攻科という考えは持たないと思うのでありますか。

○高橋隆道君 専攻科も置けることになっております。5年の規定の方では3年の高校も置けることになっております。これは司令部の方から申入れた言葉がありまして、実施準備のときに5年の高校にてもいろいろ根本的な考え方を表明したいと思いまして、それを書いて持って行きました。そしたら6・3・3・4の態勢を持たせながらの5年の高等学校、そういうものについては別に追って発表するというようなことで逃げてしまうようなことになっているのであります。どうしても5年の高等学校というのを承知しないのであります。それは法律にどうあろうともいけないという強硬な意見はありました。それで専攻科は設けることになっております。

○淡路円治郎君 5年制となれば全員5年、職業教育関係外の生徒がおりますけれども、

新制高等学校の場合には大学に入る者まで5ヶ年置くということは不合理だと思うのであります。個々的でやる場合には教科の補足的実力を養うために、この話が出たのであります。

○高橋隆道君 私考えたのであります、専攻科を大学に置くか、高等学校に置くかもう少し考える必要があると思います。

○淡路円治郎君 2年のものを置けばジュニア・カレッジの問題があると思います。

○高橋隆道君 卒直に申しますと新制高等学校での職業科というものは駄目だというなら、そういう人は大学に行って或る部分だけのものを取って行くというような方法を探つたら、その方が却ってよくはないかと思うのであります。そういうことが許されるならば…。

○淡路円治郎君 大学でその専攻科の方に応ずるようなものを作るとすれば、どういうものを…。

○高橋隆道君 もう少しフリーに一般教養的なものは取らないで、いわゆる職業科方面的のコースを取ってもいいということにして総合させ、そういう考え方でやって行けばよくはないかと思うのであります。

○淡路円治郎君 4年の大学のうちの1年半ぐらいが予科的なふうになっている。2年制を大学に持込むと一般的な教養の外に、専門的な教養のために専門的なものを作らなければならないと思うのであります。

○高橋隆道君 それありますから一般的なものを取らないで許すか、それからいわゆる別科でありますね、一年半乃至二年、実際のことをやろうじゃないか、そういう動きがあります。

- 淡路円治郎君 教育を受ける者の側から見て利害はどうでございましょうか。例えば、新制高校の実業高等学校の三学年の者が5ヶ年やって、そしてそこで相当完成されているのと、それからそこで3年やって大学の別科に再び入ってあと2年やる、大抵違う学校に移るわけありますが…。
- 高橋隆道君 資格問題がありましょうからそこに非常にジレンマがあります。この動きを見ますというとやはり何ですね、新制高等学校に2年の専攻科を置くのがいいか、大学に別科を置くのがいいかということは、余程考えなければならんと思うのであります。少くとも農業方面では何であります。
……
- 事務官 教員の問題もありますね。…(中略)…大学に行った方が一層強力な教授があるということはありますね。
- 関口泰君 資格の問題、社会的な取扱いは、あの人は別科出だとか、実科出だというような、そういうことから資格ができるということはないのですか。
- 高橋隆道君 従来はありましたね。
- 淡路円治郎君 高等教育課程では専攻科を設けようというふうなところの気運がありますか。
- 事務官 専攻科というのは殆どないのであります。先程の5年制の高等学校と同じようで6・3制の完全実施ということが急務であると思うのであります。それを確立してから専攻科を考える、今本体が確立していないのでありますから横のところを考えていけないということがありまして、専攻科についても5年制の高等学校についても保留ということになっております。
- 淡路円治郎君 それからどうでしょうか。大学に別科を置くとしても、高等学校に専攻科を置くとしても、現在の6・3・3・4制の枠を多少外すことになると思いますが、こういう点は…。
- 高橋隆道君 併しあれはその中に含まれるのですから、別科もただ問題は…。
- 淡路円治郎君 ただジュニア・カレッジについても委員会の方では、御意見があつたようですが…。
- 高橋隆道君 2年になりますと、ジュニアの関係がこんがらかって来ると思います。1年なら問題はないと思いますが。
- 関口泰君 併し一応枠のことがでてきたのですから、多少考えなければならんということがありますね。
- 淡路円治郎君 総会では出るでしょう。
(第三の第2項について)
- 関口泰君 神奈川県では自分の方では分校規程で分校を揃えようと思ったが、そうすると青年学校の温床だというので軍政部が許さない。そういうことはありますか。
- 松本事務官 神奈川県の方ではそういうことがあるように聞いておりますが、外のところではありません。その分校は財団法人ということが引っかかって来るので、会社の方から校舎とか、或いはその費用というものを多少持って中心校がそこの中心の名義でやるということになれば非常に簡単に行くのじゃないかと思います。併しそう喧しい規定ではありません。
- 淡路円治郎君 財団を作るという場合には中心校の校長が責任者、分校の校長の資格、これが問題だと思うのであります。
- 松本事務官 会社の方といたしましては、

いくらか発言したい、校長に全部任してしまってということはできない、そういうことが解決すればうまくいくんだろうと思います。現在財團を作るということは制限財産の関係もありますので民法で禁止されておりますし…。

○高橋隆道君 その点が第一の点であります。皆元のように看板を変えておりませんから元のような行過ぎはないでしょう。

これ等の質疑から明らかかな通り、第三の第2項については、特に疑義はなかった。問題となったのは第二の第3項、「新制高校における職業教育を充実するために、必要に応じて一定年限の専攻科を設置せしめること。」であった。淡路主査は、この第3項を職業高等学校における「教科の補足的実力を養うために」、実質的には現行の修業年限を延長した、いわゆる5年制職業高等学校の制度化提案を含むものであると解釈した。高橋委員は、「職業教育を充実」するために、専攻科の設置自体は賛成できるが、しかしそれを高等学校あるいは大学に設置するかについては、検討すべきであると提案した。関口委員はこれ等の見解対し、「一応枠(6・3・3・4学校制度、引用者注)のことことができたのでありますから、多少考えなければならん」と述べ、好むと好まさるとにかかわらず、現行高等学校制度の下での専攻科の設置提案であると解釈した。各委員の発言は、第3項を職業教育の充実の視点から捉えることにおいては共通していたが、しかしその解決は微妙な差異を示していた。

淡路主査は、以上のような発言を踏えて、第七回委員会に再度先の「新制高校の職業教

育刷新」(決議案)を一部訂正した「職業教育振興方策案」(審議資料)を提出したのである。この審議資料は、第七回委員会の審議により一部訂正された後、第16特別委員会原案、「職業教育振興方策案」にまとめられるものである。かかる特別委員会原案作成過程において、特に論議の中心となつたのは、定時制高等学校の性格についてであった。審議資料第四章では、定時制高等学校は次のように規定されていた。¹⁰⁶⁾

第4章 定時制高校の教育を完成教育たらしめ、職業科目中心の教科課程を編成すること。

定時制高校分校設置基準を緩和し、企業又は産業団体が容易にこれを設置し得るよう改めること。

定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働者は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与える措置を講ずること。

第七回委員会は、かかる第四章をめぐり以下のようない審議を行なっている。¹⁰⁷⁾

○佐野利器君 この完成教育たらしめる…、これは定時制だけではなく、一応教育はどれもこれも完成を目指しているのですが、このところは何とか完成教育の実を上げることがないと完成でないよう聞えます。

○関口泰君 これはどうなんどござりますか、定時制高校は全部職業科目を中心に教科課程の再編成をするというように取れますか。

○淡路円治郎君 それはそうした方がいいと思います。実は定時制高校のうちに大学に入学するための何と言いますか、基礎的な素養を授けて貰うというような目的で通り学生も若干あるでしょうし、又実業は普通の学校と同じような教育を定時制高校でやっておられるので、その点定時制高校に関してはむしろ職業科を中心にやるというふうにした方がいいと思うのであります。

○関口泰君 その定時制高校というのは実業教育だけになって普通の定時制でない高校と違った種類のものができるというとそこに問題が起きると思います。やはり定時制でも大学に進めるのだというのが今度の新制高等学校の根本の趣旨じゃないかと思うのであります。

○淡路円治郎君 むしろそれが行過ぎておるので、それをこちらでコントロールした方がいいと思うのでありますから…。

○関口泰君 どうもそういう意味なら大学に進めないというふうにも取れますね。

○淡路円治郎君 そういうふうに取られると困ります。完成教育の結果が上級学校に進学できる資格を与えることになるのであります。目的はそれだけ出ても十分に教育の道が達せられる。

○関口泰君 定時制の高校の多くが職業の部面を中心とした教科課程が必要だと思いますが、全部そういう制度にしてしまうとそこにも問題があるから…。

○佐野利器君 定時制高校では全日制の高校と多少教科課程が変わっていいと思うのであります。多少のところではなく相当変ってもいいと思うのですが、併しやはりそこでは普通教育が余り受けられないのだという

ことじゃいけない、高等学校と名のつくものは皆同じでなければならんことは私はないと思います。余程变ってもいいと思います。いわゆる実情に応じて多数の者の教育のためにそれは変ってもいいと思いますが、どうもこれだけが完成教育でないというよう聞えないようにして貰いたいと思います。

○淡路円治郎君 その点は定時制高校として完成教育のことをそういうふうにする、職業科目を中心に教科課程を再編成すること、これはどうですか。

○関口泰君 或いはその教育の実情に鑑みとか、実情に応じて職業科目中心の教科課程を再編成すること。何か少し高等普通教育たる道を残して置かなければ具合が悪いと思います。

○淡路円治郎君 それでは実情に応じて時期とでも入れますか。

○関口泰君 職業科目中心の教科課程を編成することでは具合が悪いですか。

○佐野利器君 その方がいいようありますね。

○淡路円治郎君 どういたしましょうか、新制高等学校の教育をして完成教育の実を上げしめるため、実情に即して職業科目中心の教科課程を編成すること。

○佐野利器君 結構であります。

○淡路円治郎君 それではその次は如何でありますか。定時制高校分校基準を緩和し…。

○佐野利器君 公共団体のするようなことはありませんか。産業団体ばかりでなく地方公共団体…。

○淡路円治郎君 それでは公共団体を入れましょうか。

○関口泰君 企業の前に地方公共団体と…。

○佐野利器君 そうですね。

○淡路円治郎君 これは結局教育制度に、定時制分校設置のネックにはなっておるのであります。

○佐野利器君 分校がやはり易しくできるようにならないといけないと思うのであります。

○淡路円治郎君 学校の内容なり、運営方法のことに関しては厳重な規格を以てするということは必要であります。

○佐野利器君 やはり地方では技能者養成とこの定時制高校と両方とも何だか少しうまく利用して昔の青年学校に代る青年の教育をやらなければならない、そのために分校設置基準が緩和されるといい…。

○淡路円治郎君 もう一つは中心校の校長が教育の責任者にならなければならんということも問題らしいのですが、産業、企業団体に適任者がおればその人に責任を持たしてやればいいと思うのですが、まあその人の資格審査については相当厳重でもいいと思いますが、そうしますと第二項は定時制高校分校設置基準を緩和し、公共団体、企業又は産業団体等容易にこれを設置せしめるよう改めるということですね。

その次の第三項は如何ですか。定時制高校と技能者養成所との提携を密にし労働者は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め、文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与える措置を講ずること、この間労働省側の会計課長が来られたが労働省側では定時制高校の学科の一部、例えば社会科、体育それから専門学科の一部、それが定時制高校の課程で受けたような場合に

技能者養成の方でそれを受けたとクレジットを認めてやる、それで会社の方では労働条件の緩和のことも認めていいということでありましたね。問題は文部省側が単一制のクレジットを作るということができるかということありますね。

○佐野利器君 実際問題としては文部省側で与えるときいろいろな困難もあると思いますが…。

○淡路円治郎君 その場合に条件を決めて条件にあったものだけを決めるということにするのであります。教育の内容、水準、時間はそういう規格を作つて規格にあったものだけを認めるということにあるのであります。

○佐野利器君 結構あります。

○関口泰君 前に返りますけれども分校設置基準を緩和し容易にこれを設置し得るようにすること。どういう団体、団体と書かないのがいいと思います。いろいろな場合が出て来ると思いますから…。

○淡路円治郎君 それでも構わないわけですね。

○関口泰君 余り茫然とするかも知れませんが説明のときにやればいいのじゃないかと思います。

論議の主題は、淡路主査の「定時制高校は全部職業科目を中心に教科課程の再編成をする」の見解と、関口委員の「定時制の高校の多くの職業の部面を中心とした教科課程が必要だと思いますが、全部そういう制度にしてしまうとそこにも問題がある」の見解の対立にあった。関口委員は、淡路主査の見解に反対する理由を、(1)「普通の定時制でない高校

と違った種類のものができる」こと、(2)「新制高等学校の根本の趣旨」に矛盾することとした。つまり、関口委員は、淡路主査の定時制高等学校觀が、新学制下の「教育の機會均等」(学校制度内教育の機會均等)の保障に反すると主張したのである。淡路主査はかかる発言に対し、「むしろそれが行過ぎておるので、それをこちらでコントロールした方がいいと思う」と答弁するのみで、関口委員の原理的な問題提起に対し、十分な解答を与えることはなかった。議論の展開は、佐野委員の「完成教育」論、さらに関口委員自身も「定時制の高校の多くが職業の部面を中心とした教科課程が必要」と考えていたことから、それ以上に拡大深化することはなかった。前章で明らかにしてきた第13回建議の審議状況との比較で、第16特別委員会における審議がこのように常に原理的な論議をしなかったことは、きわめて奇異であると同時に、興味深い。とまれ、第16特別委員会は以上のような審議課程を経て、以下のような第16特別委員会原案を作成するのである。¹⁰⁸⁾

職業教育振興方策案

あらゆる国民は職業によって各自の生活を當むとともに、社会國家の要請に寄与してゆかなければならぬから、職業教育の重要なことは言をまたないところである。ことに産業を復興しわが国經濟の自立を期することは新日本建設の上に最も肝要であって、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。

しかるに新教育制度の実施により一般教育の点においては画期的刷新が行われ、進歩改善の跡を見るが職業教育に関しては大

いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるは甚だ遺憾とするところである。

新制中学においては職業科の教育は混乱し、新制高校においては普通科教育に関して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校並びに技能者養成の制度も一般に利用するに至らず職場における教育もまた不振を極めている。

さらに戦災校における実習実験施設はいまだに復旧せられず、新設校における設備は不完全の域を脱しない。特に憂うべきは職業学科担任教員が実業高校普通科担任教員の能力不足と意気そ喪とあって、急きよ再教育の要がある。新教育制度の一環として職業教育振興のために左記の事項につき積極の方策を講ずることを要望する次第である。

1. 新制中学における職業科の教育はその普通教育機関たるの使命に鑑み、職業生活に関する理解と勤労愛好の精神とを養うと共に主眼を置き専ら職業人たるの根幹を培うこと。

上級学校における生徒並びに父兄の普通科教育偏重の傾向に鑑み、特に新制中学において職業補導の徹底を期すること。

2. 新制高校の画一化を避け職業教育に重点を置く単独校を多数設置すること。

新制高校に1年乃至2年の専攻科設置を奨励すること。

総合高校においても職業科目を軽視することなく教科内容を充実し必要な施設を整備すること。

戦災高校における実習実験設備を速かに復旧すること。

3. 新制高校における職業教育を効果的な
らしめるため、企業又は産業団体との共
同教育組織設くる途をひらくこと。

4. 定時制高校の教育をして完成教育の実
現を挙げしめるため、職業科目中心の教科
課程を編成すること。

定時制高校分校設置基準を緩和し、容
易にこれを設置し得るよう改めること。

定時制高校と技能者養成所との提携を
密にし労働省は定時制高校の課程を技能
者養成の一部と認め文部省は技能者養成
に対し単位制クレジットを与える措置を
講ずること。

5. 企業又は産業団体に於ける職業教育に
協力するため学校は聴講制度、委託学生
制度、特別開放講座、巡回講師制度等を
設け、また実習場及び、実験室を公開利
用せしめること。

6. 文部省は新制高校並びに新制中学の職
業教育の養成、並びに確保につき至急根
本計画をたてること。

職業科教育のために研修制度を完備し、
長期講習、通信教育、公開講座等の施設
を講ずること。

7. 政府は職業教育の振興につき実業教育
に関する国庫補助を強化し、その他必要
なる法律的並びに予算的措置を講ずること。

ところで、かかる第16特別委員会原案は、昭和24年6月10日の教刷審第一回総会において、どのように審議されているのであるか。行論において明らかにする通り、その審議においては注目すべき発言もあったが、結論的には第一回総会は原案に何等の修正も

加えずに、それをそのまま採択するのである。以下、その審議内容を明らかにしたい。

淡路主査は総会での審議に当り、原案について次のように、趣旨説明を行っている。¹⁰⁹⁾即ち、その第一に単独職業高等学校設置について、「一般高等学校の数が全国で3,700ございますのに対しまして職業関係の学校が1,500ばかりある。これで果して当を得ておるかどうかという点は問題ではないかと思います。殊に独立の高等学校というものは886校になっておりまして、検討を要する点じゃないかと思うのであります。」と述べ、職業高等学校の全高等学校に占める割合、特に単独職業高等学校の占める比率の低いことを指摘する。その第二に総合制高校について、「これは全国的にはまだはっきり分らないのでありますけれども、総合高等学校などにおきましても特にこの実業科を希望します生徒が減じておる。」「職業科の教育を父兄、若しくは生徒が幾分軽視しておる傾向があるということは言い得られようかと思うのであります。」と指摘する。その第三に職業高等学校の修業年限について、「一般に実業高等学校における職業科の単位数でございますが、これは普通科の単位が増えております関係上、自然減少せざるを得ないようになっておりまして、こういう点で3ヶ年の新制高等学校の課程の中で、どの程度の実業教育ができるか、この点は問題であろうかと思うのであります。」と指摘する。その第四に職業科担当教員の確保について、「これは大した不足は認められないでございますけれども」、「その在り方、姿として果して現在の教授数でこと足りるや否や、ここに問題があるのであろうかと思うのであります。」と指摘する。

その第五に実習設備について、「実習設備が非常に不完全で、戦災工業学校、戦災商業学校における実習設備といったものが殆んど復旧されないで、そのままに残されておる。これは至急復旧する必要があろうかと思えるのであります。」と指摘する。その第六に勤労青少年教育について、「郡又は市において1.5校、1校と半分の割合で設置されておりまして、勤労青少年の教育機関としてこのくらいの数でこと足りるかどうか大きな問題があろうかと思います。況んや私立の定時制高等学校はまだ設置されておりますのが10校ばかりでございまして、これなどまだまだその設置を奨励しなければならないと思うのであります。特にこの定時制高等学校の分校がもつと沢山できなければならんと思うのであります」、このためには定時制高等学校の分校設置基準を「緩和して適切ならしめることが先決問題のように思えるのであります。それと同時に定時制高等学校を普及させますのに技能者養成との連関をもう少し考えて見るということが必要であります」、「この点は更にこの職業教育の観点から見まして強調する必要があろうかと思います。」と指摘する。その第七に職業科担任教員の養成についてである。現在の職業科担任教員の「能力不足」、「意気阻喪」に対処するため、「その資格をもう少し充実させ、信念を特に確固たらしめ、特に現職教育の必要が痛感された次第であります。」と指摘する。その第八に職業教育振興のための財政制度の確立についてである。「政府が産業教育振興についての国庫補助、或いはその他必要な法律的、並びに予算的措置を構じて頂くということが、必要じゃないかと思います。」と指摘する。教刷

審議会は、淡路主査のかかる趣旨説明の後、次のような審議を行なっている。(110)

○委員長(南原繁君) それでは質問と御意見を併せて述べて頂きたいと思います。

○関口鯉吉君 大体においてここに書いてあることは私共も同感で結構にできておると思います。特に気がつきましたことで、又意見、質問等を二、三述べさせて頂きたいと思います。…(中略)…私存じております面を特に申上げますと、工業方面でございますが、実業にしても、化学にしても、数学にしても、ただ教育のための教員として養成された教員ではどうもいかんのである。これは現場の体験を持たなくちゃ不可能なことでございます。…(中略)…ところが、現在の教員制度では非常に窮屈になっておりまして、或る一定の地位の方でなければ教員ができない。詰り本当の教員養成の部門を出た者であれば、やすやす教員になれるが、その外の者はどうにもならん。どうしてもないが窮屈である。…(中略)…この教育を十分に生かすために何とかして教員免許制度の方を是非工夫して頂かなければ効果的にできないと考えるのであります。この点を一つ文部省の方で御研究を願いまして、現在まだ何かその方面に対して特別の御工夫ができるかということを伺いたいと思うのであります。それからこれは私は全く素人でございまして、外の専門の方々が十分研究のことだろうと思いますが、予算も今おっしゃいました通り、非常に乏しい、これも何とか充実して行くために特別の方法を講じなければならんと考えます。この技能者養成の方は、結局社

会の或る特別な部面の要請に応えて行なわれる教育であるのですから何か一般の教育と違った経費の出し方といふものを考えたらどうか。

○淡路円治郎君 同じように技能者養成に関して、一般の産業人を教員として任用できるような途を開くということは、第16特別委員会でも問題になりました。ひとり技能者養成だけではなく、実業高等学校における産業科担当の教員につきましても、殊に実習、実験の担当の教員につきましても、免許制度の改善ということが問題になりました。…(中略)…教育刷新委員会としては教員の待遇改善問題を一つ取り上げて頂く機会を作つて頂いて、その中でこの職業科の教員の待遇の問題も併せて考えて行くというふうにして頂くのが適切じゃなかろうかというので、今回の案の中からはその事項は一応削除いたしました。

それから予算につきまして一般社会、殊に産業方面からの協力を求めるということは、これは大変結構なことと思うのですが、特別委員会ではこの問題について触れておりません。何かいい具体案でもございましたら、お教え願いたいと思います。

○菊地龍道君 只今御報告をされました中で、実業の学校が段々減ってしまって、そこで普通学科の方面に力が入るというようなお話をございますが、私共が聞いております実情から申しますというと、ちょっと遺憾の点が実はあるのでこの際に何れかの方面で考えて頂かなければならん問題があるのじゃないかというふうに思うのであります。それはどうかと申しますと、愛知県より

つと以西の方面におきましては男女共学の制度というものが、これが非常に手厳しい行われております。そこで都市の大小を問わず、地方の如何を問わず殆んど学校は共学と総合というような方向に持つて行こうとするようなことが愛知県で全般的に行われておりますのが現状であります。…(中略)…そこでそうなりました時に、農業であるとか商業であるとかいうようなボケーションの方面のコースとリベラルのコースと一緒にいたしまして総合することが多いようですが、そういう場合においてはこのボケーションのコースはどうしても段々内容的に稀薄になって来て、そうしてしかも生徒はリベラルの方に流れ易くなるということを一般に憂えておるのあります。それでどうしてそういうようになるかというと、それは……、速記を止めて頂きたいと思うのであります。

○委員長(南原繁君)速記中止

<速記中止>

○委員長(南原繁君) 始めて下さい。

○沢田節蔵君 ちょっとお尋ねしたいのですが、…(中略)…それから第二は¹¹¹⁾実業高校の数や職業学校が非常に減ったというお話をしましたが、その理由は今菊地さんからその一面のお話をありましたが、全般的に数が減っておりますのは、今菊地さんの言われたことが唯一の原因であるのか、その他にも原因があって減っておりますのか、その実態を握えて対処するためにその理由を一つ。

それから第三には先生の養成について、文部省が職業科の教員の養成について根本計画があるのか。…(中略)…それから第

四は予算の問題でこれらの施策としましては、ここに書いてあることは当然なことであります。特に強化することはしないのです。(中略)…こういう場合には余程これはただ金を出してくれ、出してくれじゃどうにもしょうがない。出せるような……こういうことで出せる、こういうところの費用を出せというようなそういう一応の見当をつけてやりませんと、ただ金を出してくれということでは、考へてもそんなことはできない。こういうふうになってしまふと、それっきりになってしまふというようなことでは、その点についてはどういう御見当を得られましたか。

○淡路円治郎君 菊地委員のおっしゃいました総合高等学校の最近増設されております傾向につきましては、特別委員会でも問題にいたしました、京都府の実情なり宮崎県の実情なり、いろいろ調べて見ました。総合高校自身はこれは制度といたしまして我々としても結構な制度と思うのですが、ただ総合高校一本にしてしまうということについては余り行過ぎがあるというので、第三ページ第二章の第一項に謳つてありますように、…(中略)…とりまとめたのであります。もっともこの場合に特に都市においては職業高等学校の単独校を存置すること、こういう意見も出ましたし、又或る委員の御意見としましては農村といえども地域社会の実情に応じて単独の農業高等学校があつていいのじゃないか、やはりこれは地域社会の実情と合わせて単独校を置くということにするのがいいし、又場合によっては現在ない場所にでも単独校を新しく設置する必要があるのじゃないか

という、結局この第二章の第一項に謳いましたような謳い方になってしまったわけであります。

それから新制高等学校の場合におきましても、職業科目を軽視することなく職業教育に必要な教科内容、必要な施設を整備するということを第二項に謳いましたのであります。ただその場合に各委員の御意見としまして、総合高等学校の画一化はこれは如何にも行過ぎである、だからといって一般教育を無視したような一般教育が非常に軽視されたような実業学校に逆戻りすることはよろしくないという意見も出ておりました。そういう御意見をいろいろ勘案いたしました結果が第一項、第二項にとりまとめたわけであります。尙御意見がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。…(中略)…それから第二問(沢田委員の第二問、引用者注)ですが、新制高校の中の産業だけの高等学校の数が減少いたしましたのは、これはいろいろな原因がございます。却って地方の農村などは総合になりましたために、単独校の数が減じたということも一つの大きな原因だと思いますが、今の工業高等学校、商業高等学校、旧実業学校で戦災に会いまして、それがまだ復旧しませんので普通科の方へ移ってしまったもの、或いは移らないものもございますが、これが従来女子商業学校とか、或いは女子の家政学校などでございましたが、一般の高校に移っておりますのがございます。まあ学校の数それ自身は全体として減っておりませんが、教育の内容が普通科教育の方に移行してしまっております。先程御報告申上げましたような職業科のありま

す高校、或いは独立校の数の減った現象を呈しております。

それから第三問の予算でございますが…。

○沢田節蔵君 教員養成でありますよ。

○淡路円治郎君 教員養成の根本計画であります、これは現在文部省に教員養成審議会が近く発足することになりますように伺っておりますので、何れそちらの方でこの問題は取り上げて頂けるかと思ひますが、この特別委員会では一般の教育問題全般について審議される模様でそこでその審議会が出発されましてから、特に職業科教員の養成について分科会でも作って頂きその審議会で対策を立てたい。そういう基本条項として第六章¹¹²⁾が出きたのであります。

それから第四問の予算問題であります、これをもっと具体的にいろいろ出したらいいという話も出ましたが、一応こういう謳い方にすることに落着きましたのですが、この内容は大体三つほどございまして、一つは職業教育振興のための職員費の国庫負担をもう少し増すことにしてはどうか。それが一つ…。それから実習、実験、その外いろいろの研究費、そいった費用をもう少し増したらどうかということで…。それから戦災に会いまして、そのまま放置されております施設をこの際復旧する、こういう三つの問題についての予算的措置が必要であろうということが話に上りましたのであります、一応ここでは極く概略的な言い現わし方に止めましたわけであります。

○沢田節蔵君 第二番のことについて教育を受ける側の方で職業教育を受ける気持が減ったということはないのですか。従つて学校も、つまり志願者が少いとかいうこと

はありませんですかね。それは減ったと言つちゃちょっとおかしいが、それよりも他の方面の教育を受ける方がいいのだというので、ただ戦災学校が増えて設備が少なくなったとか、或いは菊地さんの言われるアメリカ側の方では設備費が節約されたということもあります、ただ時代の変遷に伴つて、つまり、これまでやっておられた職業教育を受けて行くよりも他の普通教育の方で行った方が具合がいいのだという気持があつて、自然に生徒も少くなる、学校も少なくなるというような現象はありますか。

○淡路円治郎君 根本はこれまでの産業学校の教育が時代にそぐわない点があつて、そして父兄なり、生徒なりが普通科教育の方にアトラットされる。そういうことに相違ないのであります。ですから先程申上げましたように総合高等学校で画一化されることはよろしくないというものの、それでは昔の産業学校に帰つていいかと申しますと、それは6・3制の精神に合わない、こういう意見も委員の中にありました。

○沢田節蔵君 つまり、今度そういう変遷の理由を一つ擱えて、そして今度これに対処することを出すというように、例えば菊地さんの言っておるというのなら、それならば向う側によく事情を話して…、ところが今のような理由で話しますと、それは余程考へて置かないときっと簡単にいかんと思います。

○淡路円治郎君 併し同時に6・3・3・4制で教育的機会均等が与えられたというふうなことから、子供の実力も考へないし、家庭の経済的能力も考へないでそうして間もな

く社会に子供を進出させて職業生活に行かれる家庭の子供なり、父兄なりが普通科の方に入るという傾向もあるのであります。

○矢野貫城君 今関口さんの御質問がありましたが、お話があったのは現場でやった人がやめるという意味でなくて、現場を持っておりながらパート・タイムで行くような編成をやるのですか。

○関口泰君 二通り考えられるが現場の方に用がなくなった人がやるとき。現場に職を持ちながら内職としてその職業が終ったあとの学校に来る。全くその方に専用に来るのには現場の人が学校教員で満足するかどうかということが、それはなかなか解決がむずかしいと思います。何れにしても今のようなきびしい免許制度では現場人を活用するという道が、塞がれると思います。

○矢野貫城君 私はその意味で特に現場の人々が来るというような措置をするということが…。

○関口鯉吉君 現場でやっておる人が学校にお手伝いする人がいいのであります。……（中略）…そういうことを広く行わなければ、なかなか今のような状態ではできないと思うのであります。そこに嬉しいことをいわれた日にはなかなかそういう人が出て来ないと思います。

○矢野貫城君 職業教育の方はそういう例外を拓くということが必要であると思うのであります。もう一つは上級学校に入ることの不便というようなことが、これは新制高校であるならば、普通学科の教育については相当の要求がありますから、その上職業をやっておるのですから成可く実業の方の高等学校、そういうものも不便がないよう

に考えられることが必要じゃないかと思うのでありますが、これはアメリカ辺りのやり方でも実業学校を済んだ者が相当に上に行かれるということになっておるのが多いように思うのであります。そういうふうなことを考えて行かなければ、どうしても実業の方に行く人が少なくて困ると思うのであります。このうちの一つとして上級学校の入学のことも考慮して貰いたいということであります。

○沢田節藏君 この案は新制高等学校で職業教育を強化して行き、そしてその教育を出した者はさっさと世の中に行くのですか、希望に応じたところで罷めてしまって社会人となっても立って行けるような趣旨ですか。どちらに重点があるのですか。今のお話をから関連して質問するのですが、一緒に一つ…。

○淡路円治郎君 新制中学でも、新制高校でも教育が完成教育として実施されておる筈なんですが、そこで学校での教育を打切りましても社会に進出できるような教育はして置かなければならないと思うのであります。これは職業関係だけではないのであります。普通科の場合も同じことが言えると思うのであります。完成教育としてそれそれが段階における教育の目標が達成されなければならんと思うのであります。併し同時にその学校の課程を履習して置けば上級学校へ進み得るクレジットは与えられるのでござります。

○沢田節藏君 これは何ですか。普通の職業教育を受けることの希望しない者が普通の高校でやって、その上に又何か系統立てるというような意味ですか。普通のやつから

何か選択でもさして30時間なら30時間と決っておって、そして或る者は普通学科をやるし、或る者は職業をやるしといふやつなんですか。

○淡路円治郎君 その点は他の委員からも補充して頂けると思いますが、普通教育についてはこの案は少しも触れておりません。高校のうちでも職業科の置いてある高等学校、それから職業学科だけが置かれてある独立校、そのものの教育をもって、その設置されている趣旨に即した適切な教育をやるようにして貰いたい。そういう意味で問題が採上げられた…。

○沢田節藏君 端的に言うとこれまでの高校みたいなものは出来ることでしょうし、内容がいろいろ改善されるのであります。

○淡路円治郎君 そうでないであります。やはり、単独校でも普通科の教育は相当やっておる。…(中略)…単独校でも従来の実業学校とは違って普通科教育は相当やっておる筈なのであります。

○文部事務官 ちょっと御説明申上げます。実は一昨年新制高校の学科課程を決めたときは、一般の方と実業の方の一般教養の単位が違っておったのであります。それが進駐軍の方で言って来たので今度はつまり三年までの85単位、1単位は1週1時間、35時間毎週続けるのが1単位です。それが85単位取れば、そのうち38単位というのは、やはり一般教育であります。国語、体育9単位づつ、社会が10単位、理科と数学が各々5単位、その38単位というのはリベラルの高等学校でも実業高等学校でも全部取る、あの47というのが一

般の方では一般教養を取るようにやれると思います。実業学校の方では勿論、47のうち、上級学校へ入学する者は語学をやると思いますが、そこに約30単位というものは職業科の教科をやる。選択科目というのもありますけれども、やはり語学の他に或いは大学に行こうとする者については、特に選択によってリベラルのコースと同じような科目が取れるようになっております。大体カリキュラムを改正したというのは、どんな種類の高校を出ても大学進学については均等なふうになっております。

○淡路円治郎君 先程牛山委員がおっしゃいましたように、現在の大学でも志願者の多い大学に入ろうとすれば、入学試験があるからハイディキャップがつき、そこで職業高校でも普通科の方を選んで置けば楽だということで普通科が多い。

○菊地龍道君 そういう傾向はありますね。

○淡路円治郎君 尚全般的なことでございますが、文部省に近く職業教育、職業指導審議会というものが設けられることになっておりますから、何れそちらの方でこういう問題を採上げて具体的に審議されると思うのですが、先程関口委員がおっしゃった兼任の社会人の免許制度の問題等もういうところで具体的に採上げて貰った方がいいのじゃないかと思うのでありますが、如何がでありますか。

○関口鯉吉君 先程いいました家庭とか生徒それ自体の方なども職業教育を受ける熱意がこの頃は非常に乏しくなるような原因があると思うのであります。この4、5年前までは戦争一点張りでその方面的技術教育を沢山出そうということを言っておりますが、

その重要性が戦争が終って平和になるにつれて少なくなり、殊に一方生徒の方から言うと、一般教育は楽で専門の方は大変だということで、それで一層技能者養成の方に向いて来ない。政策としてはそれらのことを一般に浸み込ませて行くということが必要じゃないかと思うのであります。

○沢田節蔵君 それは大変結構な御質問であります。一つ私の寡聞のうちいい職業教育の実例を…、（中略）…今回立案されました案には、どこか企業又は産業団体に連絡してそちらにある機関を使って、そうして実際をやらせながら職業指導をやる、丁度これに関連したことで学校に企業又は産業団体の適当な人を入れて職業教育の養成について根本計画を立てる、これはなかなかむずかしい点がありはしないかと思うのであります。これは是非一つ何か名案を考えてやって行かなければならんと考えます。そして学校におけるときに実際的空気につタッチさせる、そして出るときには違った社会に行かないでずっと続いているところに行く。それだけが唯一の方法とはいませんけれども、そういうことも一つの決議のうちに、これを上申する際には考えて貰ったらどうか、こう思うのであります。

○淡路円治郎君 只今、沢田さんのおっしゃったことはこの第三章ですが、…（中略）…こういうふうにコーポレーティブの問題を大きな問題として考えましたが、これも今できない、職業指導審議会ができましたら、そこで採上げたら具体案ができるかと思いますが、ここではコーポレーティブの道を拓くということだけにしたいのであります。

○佐野利器君 私も特別委員の人一人であります

が、この中で、この答申のうちで特に教員のことについて深い興味を持って、その方を主としてやったような次第であります。関口委員の…、御尤もであります。…（中略）…実業学校の教員はこれは実際何とか向上する必要があると思っております。痛感する次第であります。実業学校の普通科の教員というものは普通の高校の教員以上に堪能でなければならんものが少くないのであります。数学とか物理とか、化学とかいうふうな生物学等、然るに実業学校の普通科の先生というものは、同じリベラルの高校からいようと二流の言いくらいがそういうことなのであります。それは普通科においてすでに落ちておる、それならば産業学科の方は秀でおるかというと、これも誠に言いくらいであります。専任にかかる人はどちらかと言えば、産業界に入りにくいか、入れられないというか、実業そのものからはね出しの人なのであります。そういうようなわけで実業担当の教員が又両方共悪いのであります。…（中略）…そんなわけで実業高等学校については普通科の先生も、実業科の先生ももっとずっと向上することが必要である、その方法に至っては全くむずかしいことで、どうしたらいいかということにつきまして簡単に結論を得られないのですが、ここにその必要性を力説して置きたいということで申上げた次第であります。

○委員長（南原繁君） 文部省の方でお分りになりますかね。一般に高校という名前であります。実業高等学校という看板を変えておる学校は幾つぐらいありますか。私の知っているのは埼玉県の例であります。

そこでは実業という名前でやって行くのに非常に困難を感じたということでありましたが、何か分りますか。

○沢田節藏君 どうも何ですか、実業高校に対する評価が非常に低くなつて來た、だから行きたくない、他の方に行きたい、これは今の職業教育をやってそれが却つていいのだというようなところまで持つて行かなければちょっと困ります。

○委員長(南原繁君) 名称の問題ははつきりした方がいいのじゃないかと思います。

○淡路円治郎君 東京では総合高等学校という謳い方をしております。地方では、一方では総合高等学校で行けというような関係筋からのサセッションもありますし、又一方じゃ総合高等学校に対して反対意見を持ちながらも従来の実業高校関係者のうちに農業高等学校とか、工業高等学校とか、商業高等学校とかといふ謳い方をしたくない関係者もあるのであります。

○沢田節藏君 菊地さんの言われた関西地方の実情、ああ言った向う側のやりますことは、私の方の委員会の見地からするといふとやめて貰いたいことなのでありますか。

○淡路円治郎君 これは委員の方々にいろいろな御意見がありました。総合高等学校自身は決して悪くないが、その趣旨が徹底しておらない、又画一的に都市だから農村だからと言つてするのはかまわないので、一県下の高等学校を皆総合式に持つて行こう、そういう制度に矛盾がある。そういう点を考えて都市或は農村でもその地域社会に応じて適切な所には単独校をそのまま存置し必要に応じては新しく作る。こういうふうな謳い方をしようということになつたので

あります。総合高等学校に対して専門的な反対意見は出ておりません。

○菊地龍道君 私の申上げたのもそういう意味なのであります。例えば人口2万、3万位の都市に一つの高等学校を置くのは適当であるというような所では総合高等学校を置くのはいいのでありますけれども、東京とか大阪というような所では、又大都市に接近しておる所ではそれぞの専門の単独の高校があるので望ましいのじゃないか、それすらも総合してしまうというような行き過ぎについて、その辺は是正する必要はないだろうか。地域と私さき申上げたのは総括的にそう申上げたのですが、地域の如何によってその地域の事情に合うような考え方をすることが望ましい。それを画一的に全部総合にしてしまうというようなやり方は、ああいうことは避くべきものであると思うのであります。

○沢田節藏君 さっきのお話は全国的の現象ですか。関西の…。それから京都とか特殊な…。

○牛山栄治君 (文部省の実態調査結果を説明)¹¹³⁾

○菊地龍道君 そういうふうと第一軍団の管轄地域に行過ぎがある、それから第9軍団の関東以北にはそう無理がかっておらん。概論的にはこう、これは言えると思うのであります。

○文部事務官 実業高等学校、そういう名称で呼ばれておるもののが幾つあるかという御質問でしたが、これは昨年の5月31日現在でございますからその後に若干総合等をいたして多少の変更はありますが、3210校のうち実業高等学校と呼ばれてお

るものは838校、その他は大体普通科だけを持っておるもののが、1,686校。それから普通科と職業課程を持って職業の名前を附して呼べておる学校が490。それから如何なる名称で呼べておるかはつきりいたしませんが、これは職業課程だけで幾コースか持つておるものは195。約1/3足らずが職業課程だけ持つておる高等学校である。そうしてそういう名前を附しておりますのは838でございますから全体の二割六分です。

○委員長(南原繁君) 他に御意見ございませんか。今の地方軍政部の問題は一般的にステアリング・コミッティの方に話しをいたしてもいいと思います。我々の個性を尊重してくれということを。他に御意見がございませんでしたら……。

○広川清隆君 さっきから単独の実業学校が出ておりますが、定時制の実業高校の関係をもう少し詳しく説明願えませんか。

○淡路円治郎君 これは一つ文部省の方からお話しを願いたいと思います。定時制高校の職業高校に併置されているもの、或いは職業高等学校という看板を掲げてやっておりますのがどの位ございますか。

○松本事務官 はつきりした数は分りませんでございますが、定時制高校は学校の性質上職業課程を大多数は持つたものであります、名前は実業の名前を掲げておるか、それから普通の名前を掲げておるか、はつきりしたところはわかりませんが、大体実業学校に併設されておる定時制高校は中心校の名前を使って、別の名前を使っておりませんので結局実業の学校に併設されたものが多いのではないかと思います。それで

よろしゅうございましょうか。

○委員長(南原繁君) 御議論ございませんか。それではこれを本委員会で採択することにいたしますが如何がですか。

<異議なしと呼ぶ者あり>

○委員長(南原繁君) それでは採択いたします。

論議は、(1)職業高等学校教員の確保、(2)総合制高校の問題、(3)職業高校の教科課程問題を中心に展開した。職業高等学校の教員確保方法については、各委員とも共通の考え方を持っていた。即ち、各委員は現状の職業高等学校教員が、普通教科、専門教科を問わず質的にも且つ量的にも不足しているとの共通認識に立って、「これは実際何とか向上する必要がある」と考えたのである。そしてそのために、「一般の産業人を教員として任用できるような途を開くこと」、つまり、「教員免許制度の方を是非工夫」することを提言するのである。これに対し総合制高校問題及び教科課程に対する論議は、必ずしも明確でない。淡路委員の一連の発言は矛盾に満ちたものであった。即ち、「総合制高校自身はこれは制度としましても結構と思うのですが、ただ総合高校一本にしてしまうことについては余り行過ぎがある。」の発言は、総合制を原則的に是認し、方法的に修正することを提言しているかのように見える。しかし一方では、「地域社会の実情を睨みさせて単独校を置くことにするのがいいし、又場合によっては現在ない場所にでも単独校を新しく設置する必要がある。」(傍点、引用者)の発言は、実質的には総合制の原則を否定しているからである。各委員の総合制高校に関する發

言、例えば、「ポケーション。コースはどうしても段々内容的に稀薄になって来て、そしてしかも生徒はリベラルの方に流れ易くなる」（菊地委員）、「職業教育を受ける熱意がこの頃非常に乏しくなる」（関口鯉吉）、「子供の実力も考えないし、家庭の経済的能力も考えないで、そして間もなく社会に子供を進出させて職業生活に行かれる家庭の子供なりが普通科に入るという傾向もある」（淡路）の発言も又、現象的には総合制高校批判に見えるが、しかしそれは批判と言い得るものであるか否かは、はなはだ疑問であった。と言うのは、総合制高校の実施即職業教育の不振の認識は、余りにも短絡的であるからである。かかる批判は、沢田委員の「教育を受ける側の方で職業教育を受ける気持が減った」との原因究明を、「余程考えて置かないといつと簡単にいかんと思ひます。」矢野委員の「上級学校の入学のことも考慮して貰いたい」「そういうふうなことを考えていかなければ、どうしても実業の方に行く人が少なくて困ると思います。」に、読みとることができ。これ等の発言は、いずれも職業教育の不振の問題を単に総合制高校批判にとどめず、教科課程さらには全学校制度問題にまで広げて論議することを提言したものであった。しかし教刷審総会は、淡路委員の「普通科の教育については、この案は少しも触れておりません。」あるいは「文部省に近く職業教育。職業指導審議会というものが設けられることになっておりますから、いずれそちらの方でこういう問題を採上げて具体的に審議される」の発言により、沢田・矢野委員の提言を深く審議することはなかった。その結果、教刷審総会は、第16特別委員会原案に何等の

修正も加えず、原案通り採択するのである。

以上、教刷審第30回建議の新学制批判の内実を明らかにするために、本節では第30回建議が如何なる審議経過を経て、どのような審議の下に建議されるに至ったかを分析して来た。従って、次の考察の主眼をかかる建議が戦後教育制度改革に提起した問題の分析に置きたい。

第3節 教育刷新審議会第30回建議と職業高等学校

昭和24年6月11日の教刷審第30回建議、「職業教育振興方策について」は、極く概念的に言えば、上原専祿氏によって「職業教育の改革を特に志向するものではなかった。」¹¹⁴⁾、あるいは宮原誠一氏によって「終戦後4年間、教育のことは春の野にきく牧歌のように、のどかに民主主義、社会の進歩等々という一般的な名詞によって論議されてきた。」¹¹⁵⁾と批判された戦後教育制度改革への問題提起であった。本節の主題はこの問題提起の内実を究明することにある。より具体的に言えば、教刷審第30回建議が「職業教育振興」のために建議した7項目の「積極の方策」は、建議以前の高等学校制度とのかかわりで、如何なる意義を持つものであるかを明らかにすることにある。

ところで、この主題に接近するに当り、われわれはまず最初にこの建議が出された時点に注目しなければならない。教刷審第30回建議の昭和24年6月と言う時点は、高等学校制度実施後1年余ヶ月たった時期であった。この過程において、高等学校制度は、第一部第二章で考察した通り、まさにある一つの方向を形成しつつあった。このある一つの方向

とは、高等学校の「教育の機会均等」を保障するために、高等学校の制度及び教科課程の整合性を確保しようとするものであった。この努力は、昭和23年2月の教刷委第13回建議を空文化させると同時に、高等学校制度を次のような内実によって実施することになった。即ち、(1)法制的には修業年限3年以上の全日制高等学校の設置が可能であったにもかかわらず、高等学校は定時制を除き、すべて修業年限3年の高等学校一本とすること、(2)全日制課程と定時制課程との間には、制度資格、教科課程において、何等の差別も設けないこと、(3)普通課程の教科課程と職業課程のそれとは、同一の編成原理の下に編成し、且つ両課程に共通な普通必修教科を設定すること、(4)生徒の多様な進路希望に応ずるために、総合制高等学校を設置すること等である。これ等の内実は、全日制と定時制、あるいは普通課程と職業課程の両者における制度及び教科課程の整合性を追求することによって、高等学校の「教育の機会均等」を保障しようとするものであった。

高等学校制度のかかる実施展開に対し、教刷審第30回建議は、それとは異質な高等学校制度を構想する。即ち、その第一に高等学校は定時制を除き、すべて、修業年限3年の高等学校一本とすることに対し、その修業年限の多様化を構想する。建議は「一般に実業高等学校における職業科の単位数でございますが、これは普通科の単位が増えております関係上、自然減少せざるを得ないようになっておりまして、こういう点で3ヶ年の新制高等学校の課程の中で、どの程度の実業教育ができるのか」¹¹⁶⁾の疑問の下に、実質的には職業高等学校の修業年限の延長を意図して、¹¹⁷⁾

「新制高校に1年乃至2年の専攻科設置を奨励すること。」(第二項第3号)を建議した。つまり、当時の教科課程(第二次教科課程)に対する欲求不満から、高等学校制度の多様化を提言するのである。その第二に全日制と定時制における制度及び教科課程の同一化に対し、その機能的分離を構想する。建議は「定時制高校に関してはむしろ職業科を中心にしてやるというふうにした方がいい」¹¹⁸⁾の考え方の下に、「定時制高校の教育をして完成教育の実を挙げしめるために、実際に即し職業科目中心の教科課程を編成すること。」(第四項第1号)を建議した。つまり、定時制高等学校即職業高等学校が構想されたのである。その第三に普通課程と職業課程の教科課程上の共通性重視に対し、その独自性の發揮を構想する。第16特別委員会が具体的な問題の審議を、「職業教育及び職業指導審議会」に委ねたため、建議の中からはこの問題に関する明確な提言を引き出すことはできない。しかしその意図は、特別委員会における審議及び建議の行間ににおいて読みとることができる。なお、昭和25年3月31日の「職業教育及び職業指導審議会」の文部大臣意見具申、「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」において、職業課程における教科課程の独自性発揮が提言されたことは、すでに第一部第二章、第1節で言及した通りである。その第三に総合制高校の設置奨励に対し否定的態度がとられ、単独職業高等学校の設置を構想する。建議は総合制高校の実施、即職業教育の不振と言ひ認識の下に、「新制高校の画一化を避け職業教育に重点を置く単独校を多数設置すること。」を建議した。かかる構想は、昭和24年11月28日

の「職業教育及び職業指導審議会」の決議、「高等学校総合問題に関する決議」にも見ることができる。即ち、同決議では総合制高校の実施が「高等学校教育の混乱を来たし、特に職業教育に著しい打撃を与えるに至った」の認識の下に、単独職業高等学校の設置を奨励するのである。¹¹⁹⁾

ところで、教刷審第30回建議のかかる高等学校制度改革構想は、如何なるものとして捉えることができるであろうか。それは、これまでの高等学校制度がいわば統合理論に基づく制度構想であったのに対し、いわば分化理論に基づく制度構想を提言したと言えよう。かかる教刷審第30回建議の制度構想は、しかし如何なる論理に基づくものであろうか。その理論は教刷審第30回建議をめぐる審議内容からだけでは、明らかにすることができない。と言うのは、各委員の高等学校制度批判とその改善施策との間には、飛躍と短絡化が随所にみられるからである。従って、その論理を究明するためには、当時の政治・経済状況、より具体的に言えば、昭和24年以降、特に顕著となった「職業教育の振興」からの戦後教育制度改革批判を考慮しなければならない。例えば、全国実業教育協会による昭和24年3月の「実業教育振興に関する声明」、同年5月の文部省組織規程改正による職業教育課の新設、同年11月の職業教育及び職業指導審議会の「高等学校総合問題に関する決議」、昭和25年3月の同審議会の「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」、同年6月の職業教育振興協議会結成以降の「職業教育法」制定運動の一連の展開、同年8月の文部省の「日本における教育改革の進展—1950年8月第二次訪日アメリ

カ使節団に提出した文部省報告書一」、同年9月の教刷審の「教育改革の現状と問題—教育刷新審議会報告書一」、さらには教育ジャーナリズムにおける職業教育論の展開等である。これ等の詳細は次章で言及することにして、ここではこれ等の展開とのかかわりで、教刷審第30回建議の論理を、次のように捉えたい。即ち、教刷審第30回建議の前文、「ことに産業を復興しわが国経済の自立を期すことは新日本建設上に最も肝要であって、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。しかるに新教育制度の実施により一般教育の点においては画期的刷新が行われ、進歩改善の跡を見るが職業教育に関しては大いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるは甚だ遺憾とするところである。」の指摘は、建議がわが国産業の復興と経済自立という当時の国家乃至国民的要請にあって、戦後の高等学校制度改革は余りにも理想的に過ぎ、且つ非能率な存在であると認識していたことを示している。教刷審第30回建議はかかる認識を前提に、産業の復興・経済自立→教育の職業教育化→目的・機能による高等学校の分化と言う論理を展開するのである。その結果、建議はそれ以前の高等学校制度内教育の機会均等の保障の理念に基づけられた高等学校制度とは異質な高等学校制度を、構想することになるのである。

かかる論理とその制度構想は、「一般的な名辞」によって構想され且つ実施されて来た高等学校制度に対し、大きな波紋と問いかけを提起するものであった。又これまでの高等学校制度改革が、とかく観念的な「教育の機会均等」の保障に傾斜しがちであったのに対し、その論理と制度構想は、過剰な人口、貧

弱な資源、食糧の不足、失業、社会不安等々の「日本の背負う宿命的な問題」対決の中から、高等学校制度改革に迫ろうとしたとも解釈できるものである。しかしかかる評価と同時に、教刷審第30回建議は次のような問題もはらんでいたことも指摘しなければならない。即ちその第一は当時の国家乃至国民の至上命題が、例え産業の復興・経済自立にあつたとしても、何故にこのことが直ちに建議のような高等学校制度改革に直結しなければならなかつたのかと言う疑問である。つまり、建議は高等学校における職業教育を経済自立の担い手と捉える余り、職業教育の人間形成的意味づけのないままに、その制度改革を提言しているのである。このことは逆説的に言えば、建議が批判した新学制下の高等学校制度、つまり高等学校の「教育の機会均等」の保障、即高等学校制度内教育の機会均等の制度構想と言う短絡化を、建議も同様に行つたことを意味するからである。その第二は「職業教育の振興」と言う、いわば「具体的な名辞」からの高等学校制度の再検討を謳いながら、建議が何故に「職業科の置いてある高等学校、それから職業学科だけが置かれてある独立校」の教育だけを取り上げたのかと言う疑問である。建議の認識からみても、又建議がより妥当性を持たためにも、普通高等学校教育についても、「具体的な名辞」からの再検討が当然要請されるものであったと言えよう。その第三は建議の高等学校制度改革構想が、それ以前の高等学校制度と鋭く矛盾するにもかかわらず、建議は如故にこの矛盾を止揚する審議をしなかつたかと言う疑問である。建議が批判する通り、新学制下の高等学校制度に矛盾があったことは、誰も否定できない

であろう。しかしその制度理念の高等学校制度内教育の機会均等は、例え観念的であつたとしても、それはそれなりの教育の論理を持っていたのである。これに対し建議の「職業教育の振興」の論理は、経済の論理の教育への応用にすぎず、教育の論理とは言い難いのである。第30回建議をめぐる審議は、全く意識的にとも言い得る程、この矛盾の審議を避けている。

教刷審第30回建議は、現象的にはたしかに戦後教育制度改革過程において、初めて最も包括的に職業教育問題を取りあげたものとして注目される。又それは政策レベルにおいて、戦後教育制度改革の一つの画期でもあつたと言える。と言うのは、この建議を契機に職業教育振興の世論は隆まり、その過程において昭和26年には産業教育振興法の制定も見るからである。そして又建議の制度構想は、昭和26年以降のわが国文教政策の根幹となつた政令諮詢委員会の教育制度改革構想¹²⁰⁾の先駆をなしていると指摘できるからである。しかし最後に、次のことも指摘しておかなければならない。即ち、教刷審第30回建議は、職業教育問題あるいは職業教育制度を取りあげたが、しかし職業教育の哲学、換言すれば職業教育の人間形成的意味については、何等の提起もなし得なかつたことである。このことは見過すことのできない側面である。と言うのは、教刷審第30回建議、さらには政令諮詢委員会答申の延長線上に拡大発展してきた今日の職業高等学校教育が、その哲学の無さの故に、その存在理由を問われ、その方向を見失っていることからも明らかであろう。かかる事態が何故、生じたのであろうか。この問題に解答することは、筆者の能力を超え

るものである。しかしあえて指摘すれば、教刷審第30回建議の問題は、前章で考察した教刷委第13回建議が実施されなかつた戦後教育制度改革の体質——ひいては日本の教育風土——に根ざしているように思われてならない。つまり、教刷委第13回建議の未実施と教刷審第30回建議の哲学なき制度志向の職業教育振興策は、同質であったと言っても過言ではない。日本国憲法・教育基本法下の「教育の機会均等」理念が、学校制度内教育

の機会均等概念と学校制度外教育の機会均等概念から構成されていたにもかかわらず、前者の概念だけを実施していった戦後教育制度改革の体質には、教育をとりまく所与の条件の変化に応じて、学校制度内教育の機会均等をも放棄することは簡単なことだからである。ここに筆者は戦後教育制度改革のひ弱さを感じると同時に、このひ弱さを克服する努力の欠陥を戦後教育制度改革の実施過程にみるのである。

(注)

- 1) 上原専祿；職業教育の基本問題、「産業教育」昭和26年9月号, P.1。
- 2) 淡路円治郎；高等学校の職業教育、「教育」昭和23年4月号, P.10。
- 3) 「教育」昭和23年4月号, PP.4—5。
- 4) 同上書, P.5。
- 5) 教刷審第30回建議に言及した先行研究としては、中島太郎；戦後日本教育制度成立史, 岩崎学術出版, 1970, PP.861—864。国立教育研究所；日本近代教育百年史第10巻, 文唱堂, 1973等に過ぎない。これ等の成果は建議の解説を試みたものと言えよう。
- 6) 近代日本教育制度史料第23巻, P.251。
- 7) 文部省学校教育局；新制高等学校実施の手引, PP.4—5。
- 8) 文部省は、昭和23年1月15日の学校・教育委、都道府県知事宛「高等学校設置基準について」(発学第12号)において、第8条の趣旨を「選択科目制における当然の要請として学年又は学科の異なる生徒を一集団として同時に授業を受けさせることができることを規定した。」と説明している。
- 9) 近代日本教育制度史料第23巻, P.395。
- 10) 文部省学校教育局；新制高等学校教科課程の解説(以下「解説」と云う), 教育問題調査所, 昭和24年, P.50。
- 11) 同上書, P.2。
- 12) 同上書, P.70。
- 13) 同上書, P.71。
- 14),16),17) 同上書, P.72。
- 15) 同上書, P.28。
- 18),19) 教刷委議事速記録第16特別委員会第5回委員会。
- 20) 各種高等学校の統合による総合制高校の概念規定について、教刷委第16特別委員会は、次のように論議している。即ち、佐野利器「統合、総合という名前が二つありますが、これはどういう区別ですか、何か区別がありますか、

統合したというのと、統合というのと……。」、文部事務官「別段そはつきり区別される言葉ではないと思います。」、松本事務官「編成する場合に、学校を統合と言っているのは、幾つかの各種の課程を含んだ学校そのものを指す。統合というのは…。」、淡路主査「統合してそういうことになるのでありますね。」

- 21) 教刷委議事速記録第16特別委員会第5回委員会。
- 22) 教刷委議事速記録第16特別委員会第3回委員会。
- 23) 「解説」が発行されたのは、昭和24年4月30日である。
- 24) 長谷川淳氏所蔵資料、「高等学校の統合実施状況（昭和24年4月現在調査）」（プリント）
- 25) 連合国占領軍の軍政組織については、横田喜三郎編；連合国の日本管理、昭和22年、大雅堂を参照されたい。
- 26) 米第8軍の地方軍政部は次の通りである。第一軍団司令部軍政部（京都）—第4軍政部（名古屋—愛知、石川、岐阜、三重、静岡、富山）、第5軍政部（京都—福井、兵庫、京都、奈良、大阪、滋賀、和歌山）、第8軍政部（福岡—福岡、鹿児島、熊本、長崎、大分、宮崎、佐賀）、第9軍団司令部軍政部（仙台）—第1軍政部（札幌—北海道）、第2軍政部（仙台—秋田、青森、福島、岩手、山形、宮城）、第3軍政部（朝霞—千葉、群馬、茨城、長野、新潟、埼玉、栃木、山梨）、第8軍直轄（横浜）—特軍司令部（神奈川、東京地区），

第6軍政部（呉—広島、岡山、島根、鳥取、山口）、第7軍政部（高松—愛媛、香川、高知、徳島）。

- 27) 長谷川淳氏所蔵資料、「高等学校の学区の設定実施状況（昭和24年4月調査）」（プリント）。
- 28) 富山県教育史下巻、富山県教育委員会、昭和47年、PP. 674—676, PP. 688—693より作成。
- 29) 「教育全体委員会」は県議会代表、県当局、教育委員（教育委員会法以前の）の三者より構成される。
- 30) 富山県教育史下巻、PP. 670—671。
- 31) 表N-1では45校となっているが、これは私立の3校を除いた校数である。
- 32) 富山県教育史下巻、PP. 682—683。中学校は昭和22年4月より、105校でスターとした。その校舎の確保は、きわめて緊急且つ困難であったと言わされている。
- 33) アンダーソン教育課長は先任地の京都府においても、「アンダーソン旋風」を巻き起した。京都府における高等学校の統合実施状況を参照されたい。
- 34) 富山県教育史下巻、P. 683。
- 35),36) 富山県教育史下巻、P. 684。
- 37) 富山県教育史下巻、P. 687。
- 38) 富山県教育史下巻、P. 694。
- 39) 昭和24年12月2日の富山県議会は県教委に、実業教育振興のために総合制高校の設置方針の変更を要請。
- 40) 昭和27年には出町高校が礪波高校に、昭和28年には富山東部高校が富山商業高校に、高岡中部高校が高岡高校に、富山南部高校が富山高校に、昭和30

年には津沢高校が礪波女子高校に、昭和32年には高岡西部高校が高岡商業高校に改名される。これ等の改名は、表IV-3から明らかな通り、旧称に復活したものと言えよう。

- 41) 平手信之；愛知県の総合高等学校の編成について、「文部時報」昭和24年6月号, PP. 15-16。
- 42) 前同上書, P. 10。
- 43) 前同上書, P. 16。
- 44) 富山県の第二次統合では、職業課程の単科高等学校が、一校も設置されることはなかった。愛知県では「基本方針」により、それが7校認められたことは注目される。
- 45) 京都府産業教育70周年記念会；京都府産業教育70周年記念会誌, 昭和34年, P. 227。
- 46) 前同上書, P. 228。
- 47) 旧制中等学校校舎が、京都市内で11校、郡部で2校、それぞれ中学校に転用された。
- 48), 49) 前掲同書, P. 229。
- 50) 前同上書, P. 257。
- 51), 53) 前同上書, P. 229。
- 52) 広島県の某総合制高校の校長は、総合制高校実施の印象を「24年5月私と一緒に集まった教師や生徒はこの学校にこれまで縁のなかった者が半分あった。教師は11の学校から、生徒は23の学校からより集まつたのである。私は1, 2の教師の外には誰一人知っている者もない。初めて校庭に集合し壇の上から私が校長だと言ったときには皆ジロジロ顔を見合って無気味なものであった。当分はいつ喧嘩をぶっぱじめるかわからない様な空気であった。校長といながら途中で生徒に幾人会つたとて生徒は礼もしない。真に味気ないものであった。」と記している。(広島県教育80年史, 昭和29年, P. 108)。
- 54) 前同上書, PP. 258-259。
- 55) 大阪府教育百年史第1巻, 大阪府教育委員会, 昭和48年, 太田和彦; 近畿における新制高等学校再編成の問題, 雑誌「教育」昭和23年11月号, 兵庫県産業教育70年史, 昭和36年を参照されたい。
- 56) 兵庫県産業教育70年史, P. 277。
- 57) 兵庫県産業教育70年史, PP. 278-280。
- 58)~66), 69)~70), 72)~75) 教刷委議事記録第94回総会。
- 67) 第二次教科課程については、第一部第二章を参照されたい。
- 68) 川本宇之助, 戸田貞三委員は、「一般教育と職業科目の配合基準」を定めるために、中学校及び高校卒業者の動向調査の必要を発言している。
- 71) 修業年限3年以上の全日制高等学校、つまり、「特別の技能を施す」高等学校が設置されなかった理由については、第一部第二章を参照されたい。
- 76) 後に菊地龍道委員が追加される。
- 77) 教刷委(審)議事速記録, 総会及び第16特別委員会より作成。
- 78) 教刷委議事速記録第96回総会。
- 79) 各教育関係機関の証人は、次の通りである。佐藤北豊島工業高校長, 今村第

- 三商業高校長、桑原今川高校（定時制）長、日下部共同印刷高校（定時制）長、山本都立園芸高校長、山口元国鉄工場課長、野口愛宕中学校長、中村根岸中学校長、奥主八都中学校長、堀江労働省労働基準監督課長である。
- 80), 82), 84)~87) 教刷委議事速記録第16特別委員会第1回委員会。
- 81) 淡路主査は第7回委員会で文部省担当官の生徒数概要の説明を聴取した後、次のように発言している。即ち、「非常にこの学校数なり生徒数が職業関係の方で減っていやしないかということを懸念しましたが、それは杞憂だったのですね。」「そうすると学校数、生徒数から見ると特別委員会としては、何か措置を講じなければならんということを謳う必要はないのですね。」と発言している（教刷委議事速記録、第16特別委員会第7回委員会）。
- 83) ここで検討された教科課程は、昭和24年度実施の第二次教科課程である。旧制度との比較については、本論文一ページを参照されたい。
- 88)~90), 93), 95) 教刷委議事速記録第16特別委員会第2回委員会。
- 91) 商業教育の実態を聴取するために第2回委員会に招喚された今村第三商業高等学校長のこと。
- 92) 教刷委議事速記録第16特別委員会第1回、第3回委員会を参照されたい。
- 94) 教刷委議事速記録第16特別委員会第6回委員会。
- 96) これ等関係者の招喚は、淡路主査の意向に負う所が大であった。
- 97), 98) 教刷委議事速記録第16特別委員会第3回委員会。
- 99), 101)~102) 教刷委議事速記録第16特別委員会第5回委員会。
- 100) 技能者養成制度の仕組、その実態に関する説明は省略する。新技能者養成制度については第二部第一章を参照されたい。
- 103) 高橋委員のメモランドムは、現行制度の欠陥として、(1)普通科教育の偏重と技術教育の蔑視、(2)中学校でのポケーション・ガイダンスの不備、(3)高等学校教育が完成教育であることの理解不足、(4)職業高等学校教科課程における専門教育、特に実験実習の不足、(5)施設設備の不備、(6)総合制高校の画一的な実施、(7)職業教育に対する財政援助の不足を指摘したものである。
- 104), 105) 教刷委議事速記録第16特別委員会第6回委員会。
- 106)~108) 教刷委議事速記録第16特別委員会第7回委員会。
- 109), 110) 教刷審議事速記録第1回総会。
- 111) 沢田委員の第一の質問は中学校における職業教育についてである。
- 112) 第16特別委員会第7回委員会に提出された「職業教育振興方策案」（審議資料）の第6章は、「教員養成審議会は新制高等学校並びに新制中学の職業科教員の養成並びに確保につき、至急根本計画をたてる」となっていた。
- 113) 総合制高校の全国実施状況は、本論文表N-1を参照されたい。

- 114) 上原専祿；職業教育の基本問題、「産業教育」昭和26年9月号, P. 1。
- 115) 宮原誠一；教育と社会, 金子書房, 昭和24年, P. 29。
- 116) 淡路主査の教刷審第一回総会における説明。
- 117) 第16特別委員会第6回委員会における審議を参照されたい。
- 118) 第16回特別委員会第7回委員会における審議を参照されたい。
- 119) 産業教育70年史, PP. 978-979。
- 120) 昭和26年10月16日の政令諮詢委員会答申, 「教育制度の改革に関する答申」は, 普通教育と職業教育の制度的分離をより一層明確に提言する。その内容については, 近代日本教育制度史料第19巻, PP. 369-375を参照されたい。